

第4次越谷市 地域福祉計画（素案）

地域の新たな支え合い
～いきいきと暮らせる福祉のまち越谷～

令和7年8月

越谷市

(市長挨拶)

越谷市福祉憲章

(平成11年9月15日制定)

わたしたち越谷市民は、生涯にわたって、すこやかに、いきいきと、人間らしく、川の流れるこの豊かなまちに、安心して暮らせることを願っています。

そのためには、個人、家庭、地域、企業、行政などが、しっかりと手をたずさえ、知恵をだしあい、それぞれの役割を自覚し、責任を果たしていかなければなりません。

すべての市民が、ふるさとと実感でき、愛着のもてる福祉のまちをめざして、この憲章を定めます。

●ともに生きよう

かけがえのない あなたのいのち

明日に向けて みんなでつくろう やさしいまちを

(わたしたちは、一人ひとりが個性をもち、自立した、かけがえのない存在です。

たがいに認めあい、励ましあいながら、やさしいまちをつくります。)

●ともにつなげよう

あなたのちから わたしの経験

知恵をだしあい みんなで築こう 住みよいまちを

(わたしたちは、一人ひとりがいろいろな能力や経験、知恵をもっています。

ちからを発揮し、いかし、あわせて、住みよいまちをつくります。)

●ともにかけあおう

ほほえみと 思いやり

手を取りあって みんなで育てよう ふれあいのまちを

(わたしたちは、たくさんの人との支えあいや助けあいで、生きています。

あたたかいところと、思いやりをもって、ふれあいのまちをつくります。)

目次（案）

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨	2
2 地域福祉を取り巻く国の動向	3
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間	5

第2章 現状と課題

1 統計でみる越谷市の状況	8
2 基礎調査結果からみえてきた課題	14

第3章 計画の方向性

1 地域福祉の推進に向けた視点	22
2 計画のめざす姿	23
3 基本目標	25
4 地域福祉の基本的な圏域	26
5 計画の体系	27

第4章 施策の展開

基本方針1-1「一人ひとりが互いに尊重し合い、地域で活躍できる機会づくり」	30
基本方針1-2「みんなが役割やつながりをもてる地域づくり」	36
基本方針1-3「必要なときに助け合える連携・協働の環境づくり」	40
基本方針2-1「多様な生活課題への支援に向けた体制づくり」	44
基本方針2-2「社会的な孤独・孤立を防ぎ支援につなぐ仕組みづくり」	50
◆成年後見制度の普及と活用（越谷市成年後見制度利用促進計画）	56
◆生活困窮者自立支援事業の推進（越谷市生活困窮者自立支援方策）	60
◆再犯防止に向けた活動の推進（越谷市再犯防止推進計画）	64
◆重層的支援体制整備事業方策	68
基本方針3-1「福祉サービスのさらなる充実・向上に向けた環境づくり」	74
基本方針3-2「福祉のまちづくり」	80

第5章 計画を推進するために

※◆：地域福祉計画に内包する計画

1. 評価指標の設定
2. 進行管理と評価
3. 計画の推進に向けて

資料編

1. 越谷市地域福祉計画 策定経過
2. 計画の策定体制
3. 越谷市地域福祉計画検討委員会 設置要領・委員名簿
4. 越谷市社会福祉審議会（条例・条例施行規則・委員名簿・諮問答申）
5. 各種調査結果概要
6. 関係法令
7. 用語解説

第1章 計画の概要



1 計画策定の趣旨

本市では、平成20年より「越谷市地域福祉計画」を策定して以降、「越谷市福祉憲章」の理念のもと、市民と行政との協働による福祉のまちづくりを進めてきました。令和3年度には、「第3次越谷市地域福祉計画」（以下「第3次計画」という。）を策定し、「すべての市民が生涯にわたり、すこやかに、いきいきと、人間らしく、安心して暮らすことができる福祉のまちを実現する」を基本理念として、地域における様々な課題への対応を進めてきました。

現在、少子高齢化や核家族化、ライフスタイルの多様化が進む中で、地域や家族のつながりが希薄化しています。一方で、虐待、貧困、8050問題、ヤングケアラー、ダブルケアといった複雑化・複合化した生活課題を抱える方も顕在化しています。

また、大規模災害や新型コロナウイルス感染症といった予測困難な社会的変化も、わたしたちの暮らしに大きな影響を与えています。

こうした時代の変化の中、これまでの取組と市民ニーズの変化を踏まえた上で、本市がめざす地域福祉の姿と、多様な主体が連携・協働して取り組むべき方向性を示すものとして、新たに「第4次越谷市地域福祉計画」を策定しました。

コラム

地域福祉とは

毎日の暮らしの中で、私たち一人ひとは様々な不安やストレスを抱えて暮らしていますが、身近な人とのつながりや支え合いにより、自分らしくいきいきと暮らすことができます。

この人と人との「つながり」「支え合う」ことが、地域福祉の考え方です。地域福祉では、一人ひとりがその人らしく日常生活を送れるよう、市、地域住民、事業者などあらゆる人、団体が協力して「生活しやすい地域社会づくり」を進める必要があります。

これまでは、「福祉は、一部の困っている人を助け、支えること」と考えられてきましたが、少子高齢化や核家族化などによりライフスタイルが多様化する中、誰もが支える立場や支えてもらう立場のどちらにもなり得る時代となっています。そして、互いに支え合いそれぞれの問題を解決するため、「つながり」「支え合い」の仕組みをつくるのが「地域福祉計画」です。

2 地域福祉を取り巻く国の動向

国は、複合的な生活課題の問題や、制度の狭間の問題を解決していくため、『地域共生社会』の実現を目指した新たな取り組みを進めています。地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

地域共生社会の実現に向けた具体的な事業として、令和3年度に既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備を行うための「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

また、令和5年度には、認知症の人が尊厳を保持し、希望をもって暮らせる社会を実現するための法律である「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立したほか、地域で安心して自立した生活を送れるよう、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが規定された「孤独・孤立対策推進法」が成立しました。

※地域共生社会（イメージ図）

3 計画の位置づけ

1) 関係法令による位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第4条に規定された地域福祉を推進するため、同法第107条の規定に基づき市が策定する「市町村地域福祉計画」で、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画として策定しています。

2) 他計画との関係性

地域福祉計画は、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する、いわゆる福祉分野の上位計画として位置付けられているものです。

計画の策定にあたっては、社会福祉法改正等の国の動向や埼玉県地域福祉支援計画の内容を踏まえるとともに、計画の実効性を高めるため、市の最上位計画である総合振興計画のほか、福祉関連計画及び防犯、環境、教育などの各種分野別計画との整合を図っています。

また、「地域福祉の推進」という共通の目的を持つ、市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と連携を図った計画として策定しています。

3) 内包する計画

地域福祉計画に位置付けることが効果的とされる、「成年後見制度利用促進計画」、「生活困窮者自立支援方策」、「再犯防止推進計画」、「重層的支援体制整備事業実施計画」を内包しています。

※4次計画と他計画との関係（イメージ図）

4 計画の期間

第4次計画の計画期間は、第5次総合振興計画・後期基本計画と合わせ、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。

なお、計画期間において、社会状況の変化や国、県の動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
総合振興計画		基本構想	第5次								
		基本計画	前期				後期				
地域福祉計画		第3次					第4次				
主な福祉関連計画	高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画	第8期			第9期			第10期			第11期
	障がい者計画	第5次					第6次				
	障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画	第6期(障がい福祉) 第2期(障がい児福祉)			第7期(障がい福祉) 第3期(障がい児福祉)			第8期(障がい福祉) 第4期(障がい児福祉)			第9期 第5期(児)
	子ども・子育て 支援事業計画	R7～こども計画 と一体的に策定		第2期			第1期 こども計画				第2期 こども計画

第2章 現状と課題



1 統計でみる越谷市の状況

1) 人口・世帯等の状況

本市では令和3年以降人口は減少傾向にあり、令和7年1月1日には342,327人となっています。年齢階層別にみると15歳未満の人口が減少しており、令和3年から令和7年の5年にかけて3,642人減少しています。一方、世帯数は増加傾向にあり、1世帯あたりの人員は令和7年1月1日時点で2.1人となっています。

将来人口推計をみると、65歳未満の人口は減少傾向であるのに対し、65歳以上人口は増

加傾向であり、高齢化率は令和8年では25.7%であるのに対し、令和17年になると28.2%にまで増加し、少子・高齢化が進んでいくことが予測されます。



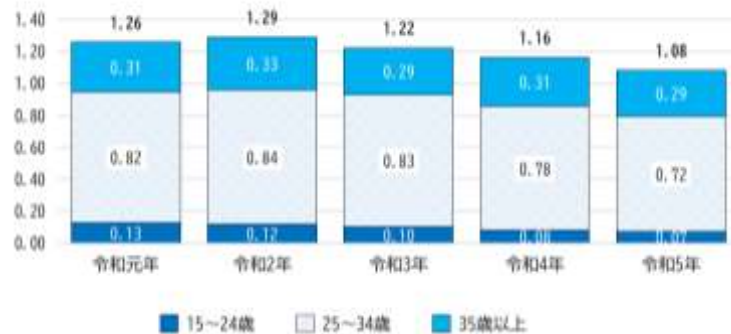
資料：越谷市統計年報(各年1月1日現在)



資料：令和7年度越谷市将来人口推計（各年4月1日現在）

2) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、令和2年をピークに減少傾向です。令和5年の本市の合計特殊出生率は、1.08で、埼玉県1.14、全国1.20を下回っています。



資料：埼玉県 HP「合計特殊出生率の年次推移（保健所・市区町村別）」※年齢は出産時の母の年齢

3) 外国籍市民の推移

外国籍市民の人数は増加傾向で、令和7年には前年から957人増と、4年間で最も増加しています。



資料：越谷市統計年報（各年1月1日現在）

4) 要介護（要支援）認定者数と65歳以上人口の推移

令和2年から令和6年にかけて、要介護認定者数は増加傾向で約2,800人増加しています。特に要介護2と要介護3の伸び率が顕著です。65歳以上人口については、令和3年に75歳以上人口の割合が、75歳未満の人口の割合を超えています。



資料：越谷市地域共生部介護保険課（各年3月末現在）



資料：越谷市統計年報（各年1月1日現在）

5) 障害者手帳所持者数の推移

(身体障害者手帳所持者及び療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数)

障害者手帳所持者数は、令和3年から4年にかけ1,750人増加しています。身体障害者手帳所持者は令和5年以降減少していますが、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向です。



資料：越谷市福祉部障害福祉課(各年3月末現在)

6) 生活保護世帯等の推移

被保護世帯数は年々増加傾向で、4年間で約200世帯増加しています。世帯類型別にみると、高齢者世帯・その他世帯が増加傾向です。



資料：越谷市統計年報(各年3月末現在)

資料：越谷市福祉部生活福祉課(各年3月末現在)

※保護停止中は除く

7) 自治体加入世帯と加入率の推移

自治体加入世帯数及び加入率は減少傾向で、令和6年5月1日時点で、加入世帯数は93,797世帯、加入率は57.7%となっています。



資料：越谷市市民協働部市民活動支援課（各年5月1日現在）

8) ボランティア登録団体数の推移

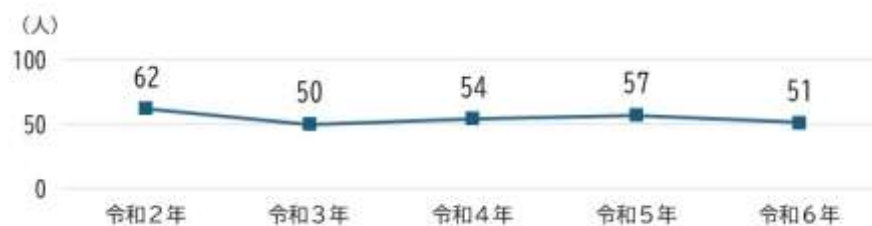
越谷市社会福祉協議会が運営しているボランティアセンター登録団体数は、令和5年度以降増加傾向です。令和7年には77団体が登録しています。



資料：越谷市ボランティアセンター（各年4月1日現在）

9) 自殺者数の推移

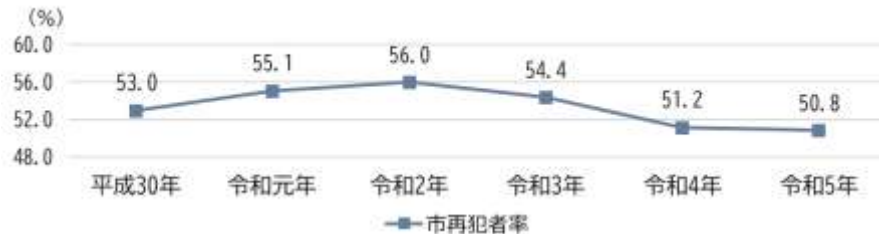
自殺者数は、令和5年度から令和6年度にかけて減少していますが、直近5年では横ばい傾向です。



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（各年の期間：1月1日～12月31日）

10) 越谷市の再犯率の推移

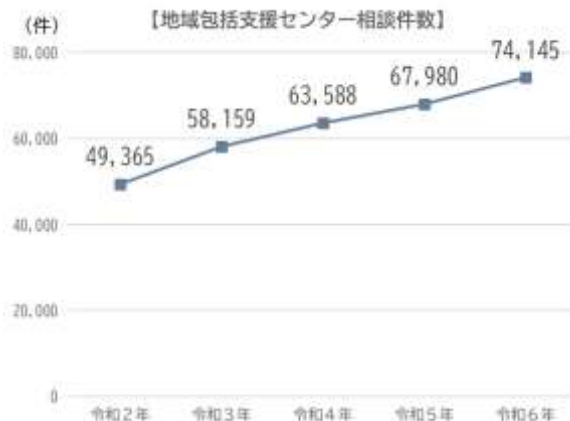
再犯率は、令和2年に統計開始後最大の56.0%となっていますが、令和3年度以降減少傾向で令和5年では50.8%でした。



資料：県 法務省提供データ（各年の期間：1月1日～12月31日）

11) 相談支援関連の件数の推移（各年の期間：4月1日～3月31日）

4年間で地域包括支援センター相談件数は約1.5倍、障がい者等基幹相談支援センター相談件数は約1.7倍、こどもの虐待相談受付件数は約1.6倍といずれも増加傾向です。失業等による経済的な問題、家庭や健康上の問題などでお困りの方からの相談を受ける自立相談支援の新規受付件数は、新型コロナウイルス感染症の拡大が始まった時期に大きく増加しました。



資料：越谷市地域共生部地域包括ケア課



資料：越谷市福祉部障害福祉課



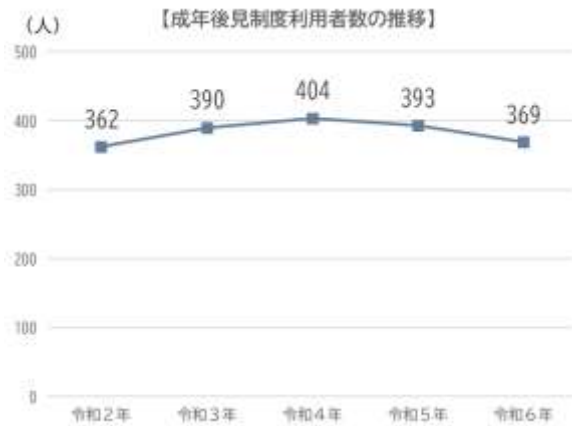
資料：越谷市子ども家庭部子ども家庭センター



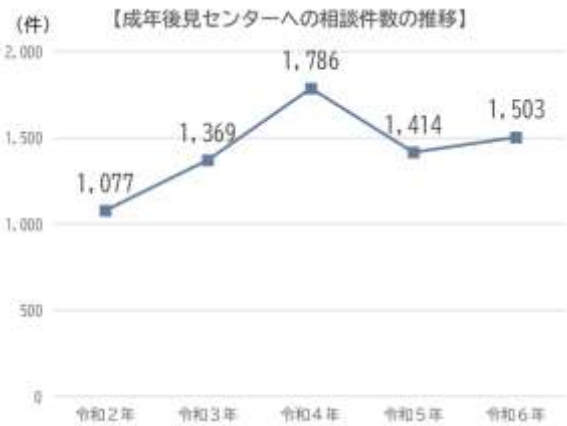
資料：越谷市福祉部生活福祉課

1 2) 成年後見制度の状況

成年後見制度利用者数は、令和4年の404人以降減少傾向です。成年後見センターへの相談件数は、令和2年から令和4年にかけて急増しましたが、令和5年に減少していますが、令和6年では再度増加しています。



資料：さいたま家庭裁判所
(各年の期間：1月1日～12月31日)

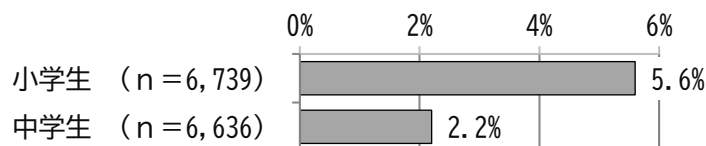


資料：越谷市成年後見センター
(各年の期間：4月1日～3月31日)

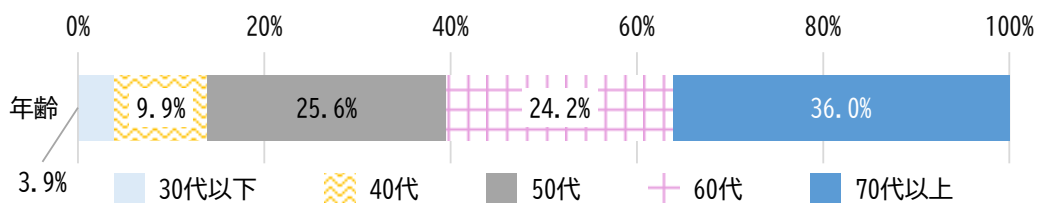
1 3) ケアラーの状況

令和5年度に実施したケアラー・ヤングケアラー実態調査によると、小学生では約6%、中学生では約2%がヤングケアラーに「あてはまる」と回答しています。ケアラーの年齢内訳では、60代以上が約60%と過半数を占めており、特に70代が36%と最も多い結果となりました。

■ ヤングケアラーにあてはまる割合



■ ケアラーの年齢



”資料：令和5年度ケアラー・ヤングケアラー実態調査結果【ケアラー編】

2 基礎調査結果からみえてきた課題

第4次地域福祉計画を策定するにあたり、計画の基礎資料として、市民や福祉関係団体、事業者の方々の意見を把握することを目的として下記の調査を実施し、アンケート結果、及びヒアリング結果で出された意見・アイデアをふまえ課題の整理を行いました。

なお、各種基礎調査の詳細は、資料編〇ページをご参照ください。

アンケート	市民アンケート調査	地域福祉に対する意識や地域での活動状況・生活課題などを把握し、計画策定の基礎資料とするため、市民・団体等を対象としたアンケート調査を実施しました。
	団体アンケート調査	
ヒアリング	団体ヒアリング	アンケート調査を補完するため、地域福祉に関わる団体や大学生等に対するヒアリングを実施しました。
	学生ヒアリング	

1) 地域住民の見守り・支え合いや、地域活動に関して

地域の中で知り合う機会やきっかけが重要

近所とのつきあいは、現状は「あいさつをする程度」ですが、「いざという時には助け合えるような関係」が望まれている一方で、知り合う機会やきっかけの不足が課題となっています。

いざという時には助け合えるような近所付き合いとなるための、地域福祉に関わる機会やきっかけが重要となっています。

地域福祉の担い手の不足解消が課題

活動団体のスタッフ不足が、運営上の1番の課題となっています。一方で、地域活動に参加しやすくなるためには、「単発・短時間」「一人でも気兼ねなく参加できる」など、多様な活動の場の充実が求められています。

年代ごとに動機や参加条件が異なるため、誰もが地域で「居場所や役割がある」と感じられる様な活躍の場や機会の工夫が重要となっています。

地域活動団体の活動PRや、活動のための情報共有が課題

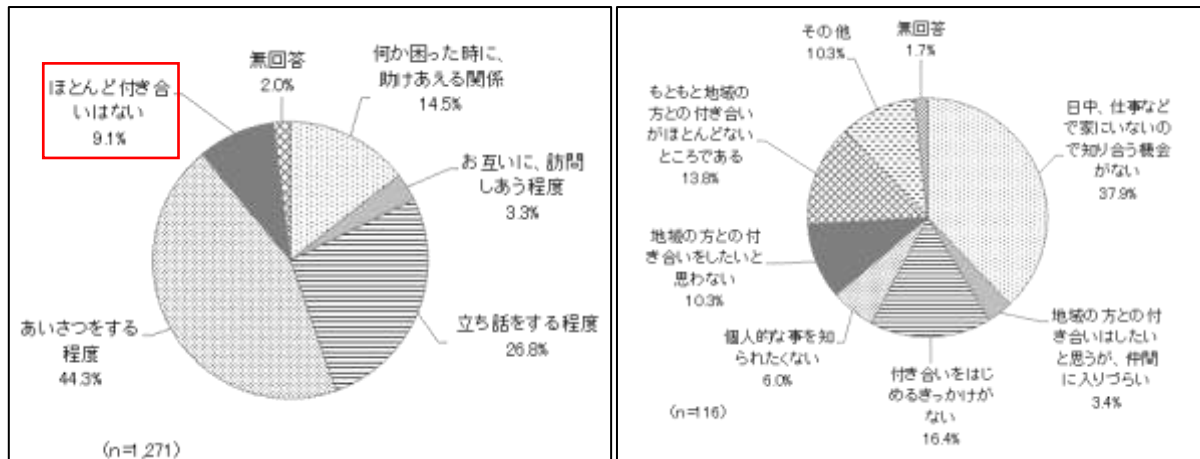
市役所・社会福祉協議会における活動団体への支援として、団体や活動に関する「周知・PR」等が期待されている。また、活動上必要な情報の提供が、最もニーズが高くなっています。

信頼性の高い媒体からの情報発信や、活動団体が必要とする情報の提供や共有の充実が期待されています。

主なアンケート調査結果

「ご近所の方とお付き合いをどの程度していますか」という質問に対し、近所とのつきあいは、「ほとんど付き合いはない」と回答した方が9.1%となり、前回調査の7.3%より増加しています。

つきあいが無い理由として、「日中、仕事などで家にいないので知り合う機会がない」が37.9%と最も多く、次いで「付き合いをはじめるきっかけがない」が16.4%となっています。



主なヒアリング結果

地域の支え合い、担い手の育成

- ・「住民主体の活動を心がけている。活動に協力してくれる人を、（活動団体の中で集めるだけではなく）公募すると（思いのほか）集まる。」
- ・「活動に若い世代の人が参加していない。（次世代の担い手として）若手の人の参加を確保すると共に、彼らが活動しやすくなるような改善も必要だと思う」

地域での活動に参加するきっかけや動機づけ

- ・「大学からの情報（掲示板、先生からの紹介）や、友人からの誘いがきっかけ。」
- ・「自分たちの専攻分野に関する活動や、好きな事や興味のある活動だと、自分自身の経験にもなるので、参加したくなる。」
- ・「活動に参加することで昼食や交通費が出るなど、何かしら有償であると、お金の面だけでなく、気持ちの面でも嬉しいし、参加しやすくなる。」

2) 多様な生活課題への対応や地域内での連携に関して

身近な地域における連携・協働強化が重要

活動団体が今後連携・協力関係を深めたい団体や組織は、介護・福祉施設や医療機関、企業の様な民間組織や、大学等の教育機関を含む幅広い団体や組織が挙がっています。



現在の連携・協働のつながりを活かしながらも、さらに地域の中で幅広い団体や組織など多様な担い手が必要な時に互いに連携・協働できるような取組が求められています。

支援が必要な人の把握、孤独・孤立の防止が課題

地域の中で、独居で不安を抱える人や周囲と関わりを持たない人、介護や虐待などの問題を抱える人がいます。



地域の中で周囲の人や関係者が困りごとや SOS に気がつく等のつながりの輪やアウトリーチ型の支援、身近な地域で相談を受けた人や組織がその先の支援等につなげられることが重要です。

多様な生活課題や複合的な課題への支援体制が必要

生活上の困りごと等の相談では、困りごとを複数抱えている場合が少なくないです。また、相談によっては解決に至っていないケースも見られます。

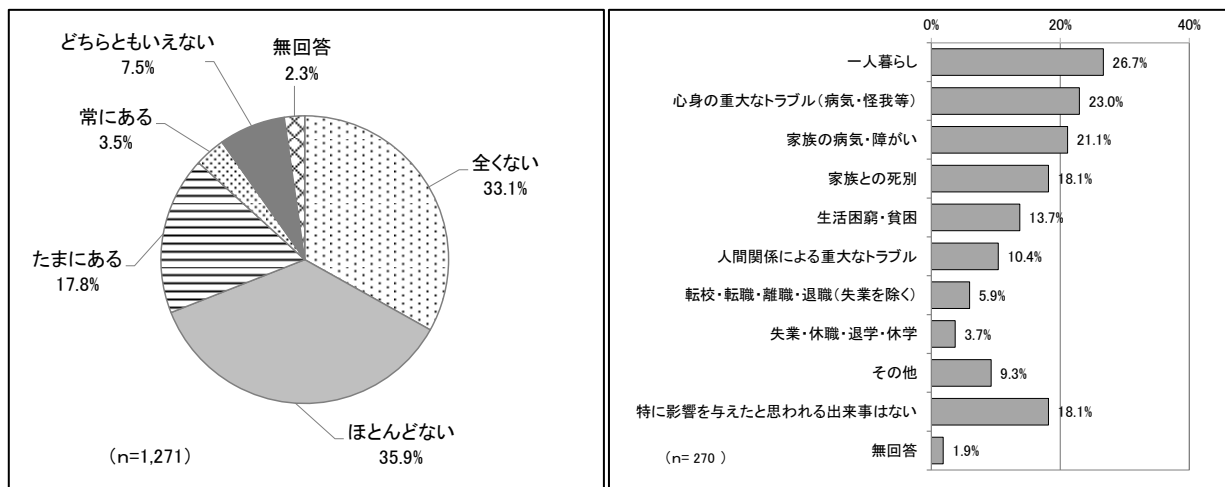


多様な課題への対応や相談先の周知、また相談を受けた組織だけで抱え込まずに適切な対応・支援とするための連携や、周知・解決に至るまでの伴走型の支援が重要となります。

主なアンケート調査結果

「普段の生活の中で、孤独や孤立を感じることはありますか」という質問に対し、「たまにある」と感じる人が17.8%（※国19.6%）、「常にある」と感じる人が3.5%（※国4.3%）となり、合わせて約5人に1人（21.3%）が、たまにまたは常に孤独や孤立を感じている結果となっています。年代別でみると、「たまにある」と「常にある」の合計の割合が最も高いのは80歳以上でした。

孤独や孤立を感じる要因は、「一人暮らし」が26.7%と最も多く、次いで「心身の重大なトラブル（病気・怪我等）」が23.0%となっています。



主なヒアリング結果

身近な地域での相談、支援が必要な人の把握

- ・「これまでに受けた相談として、家庭内の介護や単身者の生活上の困り事、貧困で生活に困窮していることなどがある。」
- ・「様々な課題の相談を受けるため、(相談を受ける側が)それぞれの課題にあった支援等につなぐ先が分かるとよい。」
- ・「活動する上では、情報がないとそもそも動く(解決や対応に向けた行動をおこす)ことができないため、(情報を)提供してほしい。」

地域内での孤立・孤独

- ・「被支援者には、干渉されたくない、地域とのつながりを面倒に感じる、などの傾向が一部ある印象である。また親子で(相互に)依存関係になっている場合もある。」
- ・「ひきこもり支援を行うには、長い時間をかけた付き合いと気合が必要になる。行政主導で行うよりも、孤立・孤独やひきこもりに対する支援を行っている団体を(行政として)支援する方がよいのではないか。」

3) 住み慣れた地域での生活や暮らしやすさ、情報等に関して

暮らしや福祉に関わる情報の発信強化が重要

悩みや不安、困り事を解決するための行政情報やお知らせは、市の広報やホームページなど、信頼性の高い媒体からの発信が重視されています。



身近に相談できる場所や機会の充実、地域活動の活性化や居場所づくり等の取り組みに加えて、それらの情報を、信頼性の高い媒体で、気軽に入手できる様な情報発信が期待されています。

住み慣れた地域で暮らし続けられる環境づくりが必要

市内の高齢化が進む中で、買い物や移動手段などの生活課題が今後一層深刻化する恐れがあります。また、災害や犯罪への地域ぐるみの備えも求められています。



いざというときに助け合える防犯・防災の地域づくり、誰にとっても生活しやすいまち（都市環境）となるための公共交通やバリアフリーのさらなる充実に取り組んでいくことが重要となります。

住まいや仕事の支援の充実が課題。

住まいや就労の支援では、住まいの確保の難しさ、就職を希望する当事者と就労内容のミスマッチなどが課題となっています。

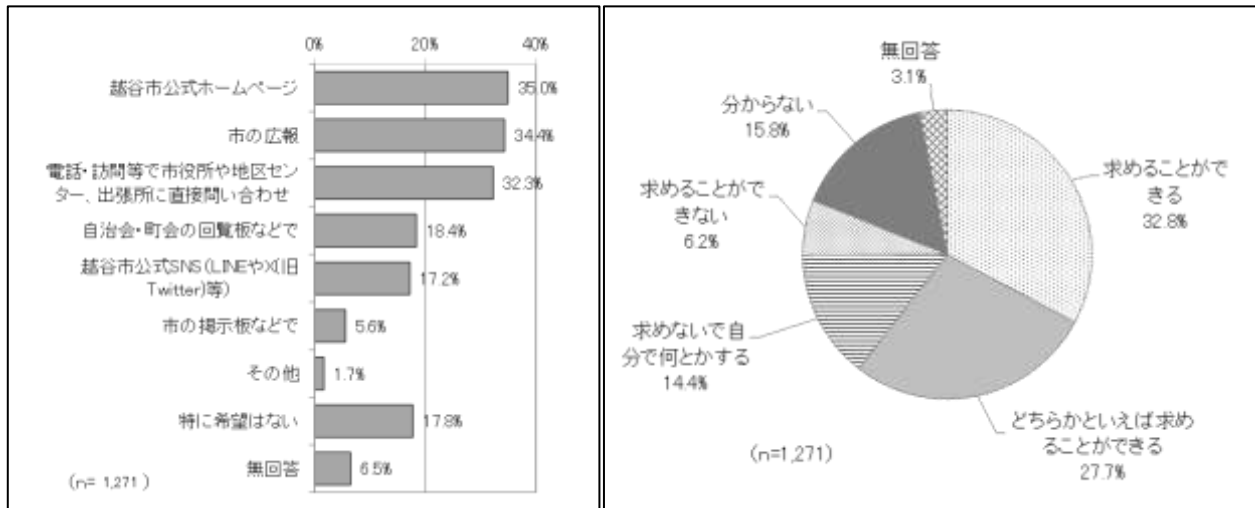


保障人がおらず入居や転居ができない者など、住まいに課題を抱える人への支援として、居住支援を充実させていくこと、当事者と仕事のマッチングや就労継続のための支援等が求められています

主なアンケート調査結果

悩みや不安、困り事を解決するための行政情報やお知らせを知るために希望する媒体や手段について、「越谷市公式ホームページ」が35.0%と最も多く、次いで「市の広報」が34.4%となっています。

「有事の際に誰かを頼ったり助けを求めたりすることができるか」という質問に対し、「求めることができない」と回答したのが6.2%、「分からない」と回答したのが15.8%でした。



主なヒアリング結果

福祉活動に関する認知度や情報発信

- ・「自分たちの活動が口コミでしか知られない現状がある。市と連携してPRできれば、活動に関する情報を必要な人に届けやすくなるのではないかな。」
- ・「SNSを活用してはどうか。自治会内でも活用して情報共有を行っている。」

防災・防犯

- ・「地元の防災組織で、(平時からの)高齢者の見回りを行っている。」
- ・「個別避難計画の周知と地域内の連携を推進する必要がある。」

生活しやすい環境づくり、居住支援や就労支援

- ・「町内に買い物ができるスーパーがないので、買い物難民が増えている。」
- ・「年金生活の高齢者は、孤独死(の可能性から賃貸を躊躇する)や、収入面から保証会社の審査が通りにくいことに加え、身体的要因から物件に(トイレや建物の階数などの)制限があるなど、入居までの支援に苦慮する。」
- ・「就労支援では、仕事自体があっても、当事者と仕事とのマッチングが難しい。」

第3章 計画の方向性

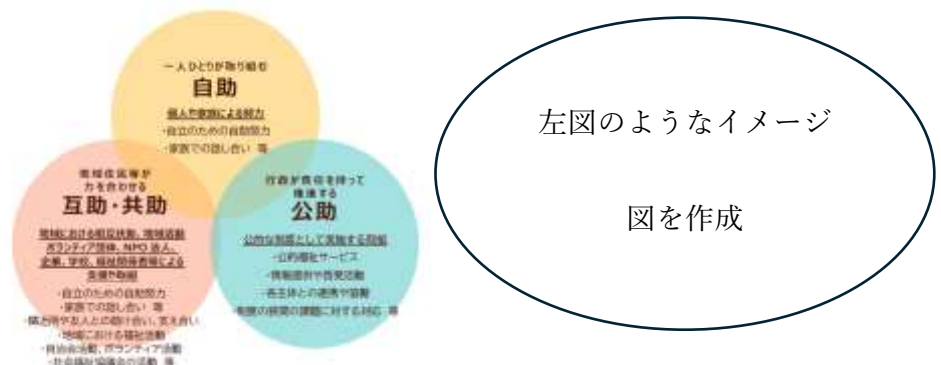


1 地域福祉の推進に向けた視点

1) 自助、互助、共助、公助による地域福祉の推進

地域福祉の推進は、地域住民や事業者、ボランティアといった地域福祉の関係者がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協力することによりはじめて可能となります。

そのため、「住民一人ひとりの主体的な活動（自助）」「近所の助け合いやボランティア活動等による住民同士の支え合い（互助）」「介護保険などの制度化された相互扶助による助け合い（共助）」「行政が担う公的支援（公助）」のそれぞれが連携し、日常生活の課題の解決に向けて行動することが重要です。



2) 市民と企業・団体、行政等の役割分担や連携による実現

地域福祉の推進に向けては、「行政による福祉サービス」と「住民相互の助け合い、支え合い活動」を平行して進めていくことが必要です。

地域の関係機関・団体、企業や大学等と行政の協働による取組を推進することが重要となることから、地域福祉計画においても関係者の役割分担や連携による地域福祉の実現を目指します。

3) SDGsの実現

「誰一人取り残さない」持続可能でより良い社会の実現を目指すというSDGsの基本理念を踏まえ、福祉分野の上位計画となる本計画においても、基本方針ごとに関連するSDGsのゴールを定め、施策の展開を図ります。



2 計画のめざす姿

1) 基本理念

本市では、平成20年3月に「越谷市（第1次）地域福祉計画」を策定しました。この際、平成11年9月15日に制定した越谷市福祉憲章を踏まえ、地域福祉推進の基本理念として「すべての市民が生涯にわたり、すこやかに、いきいきと、人間らしく、安心して暮らすことができる福祉のまちを実現する」を掲げました。

この間、少子高齢化の進展や単身世帯の増加、近所付き合いの希薄化など、地域における生活環境の変化や、それに伴う社会福祉法の一部改正などがありました。地域の支え合い、助け合いにより、すべての市民がいきいきと暮らせるまちを目指し地域福祉を推進すべきだという考え方は、普遍的なものです。

第4次計画においては、これまでの基本理念を継承しつつ、越谷市福祉憲章の各項目に共有して使用する「ともに」を基本理念に取り入れ、皆でともに創りあげる地域共生社会の主旨がより強調される表現としました。

すべての市民が生涯にわたり、すこやかに、いきいきと、
人間らしく、安心して暮らすことができる福祉のまちをともに実現する

イメージ図を掲載予定

2) 将来像

①助け合い仲間が増えるまち

地域の支え合いを盛りたてる主役は地域住民、活動の基盤整備は行政と、役割を明確にし、互いに必要なところは協力する協働のまちを目指します。

また、ご近所など身近な人とのあいさつ・会話・交流があり、だれもが地域の活動やネットワークに参加できるまちを目指します。

②誰もが自立して暮らせるまち

一人ひとりが自立した生活をおくることができる仕組みがあり、しかも互いに自らの得意なこと・できることで助け合うまちを目指します。

③お互いを思いやり支え合うまち

自らの関心のある趣味や活動に取り組む喜びや、仲間とのふれあいを通じ、誰もが生きがいをもってハリのある生活を送れるまちを目指します。

④安全で安心なまち

困りごとが起きた時や災害時など、いざというときに安心なまちを目指します。

地域福祉の将来像は、市民ニーズや地域課題が多様化する中、常に「新たな支え合い」を検討・構築していくという考え方は普遍であることから、これまでのものを継承します。

地域の新たな支え合い

～いきいきと暮らせる福祉のまち越谷～

3 基本目標

1) 基本目標

基本理念の実現に向けて、本市における基礎調査結果からみえてきた課題（14ページ参照）を踏まえ、次の3つの基本目標を掲げます。

【基本目標1】多様な主体による参画と協働による地域課題の発見・解決を推進します

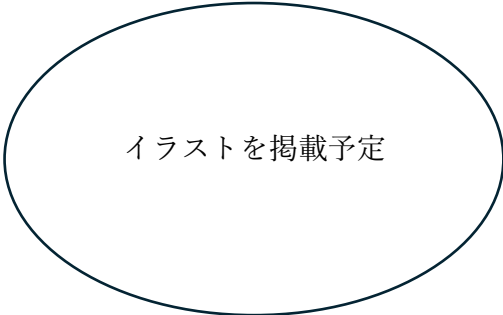
第4次計画では、第3次計画（市民の主体的参画～）の表現から、企業等の多様な主体も含めた「多様な主体による参画」とし、さらに、相互に役割を持ち、「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合う取組を育む地域の実現を目指します。

【基本目標2】適切な支援につなぎ課題を解決するための包括的な支援体制を強化します

第4次計画では、第3次計画（適切な支援を受けられる～）から更に発展させ、「適切な支援につなぎ課題を解決する」とし、多様な課題に対応できる支援体制の強化を目指します。

【基本目標3】誰もが安全・安心に暮らせる人にやさしい地域をつくります

第4次計画では、第3次計画（安全・安心に暮らせる地域）から更に充実させ、福祉サービスの質向上をはじめ、ソフト・ハードを含めたあらゆる面からの「人にやさしい」地域づくりを実現する内容とします。



イラストを掲載予定

4 地域福祉の基本的な圏域

地域福祉の取り組みを進めていくにあたっては、市民に身近な隣近所や自治会などの活動から、越谷市全体の活動まで、取り組み内容によって、その対象となる適切な範囲が異なってくることから、重層的な地域づくりが求められます。

そこで、本市では次の3つの階層を基本的な単位として、地域福祉を推進していきます。

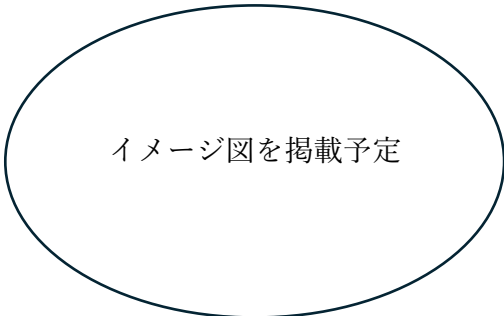
第1層は、越谷市全体です。市内における多機関の連携・協働や、庁内における分野横断型の連携等の取り組みを通じ、地域福祉課題を解決します。

第2層は、本市の地域福祉の基本的な圏域である13地区（コミュニティ区域）※です。身近な場所で相談を受け止め、相談内容に応じて各相談機関が適切な対応を行います。また、そこで解決が困難な場合は、必要に応じてさらなる支援につなげます。

第3層は、身近な隣近所・自治会などです。日頃のなにげない見守りや支え合いのある関係づくりを進め、身近な人のSOSを早期発見し、解決につなげます。

本市では、市内13のコミュニティ区域（公民館区）を基本的な単位として、13地区センターを中心とした、地区からのまちづくりを展開しています。加えて地域福祉においても、13地区を日常生活圏域として、地域包括支援センター等の設置や市民活動の支援等を行ってきました。

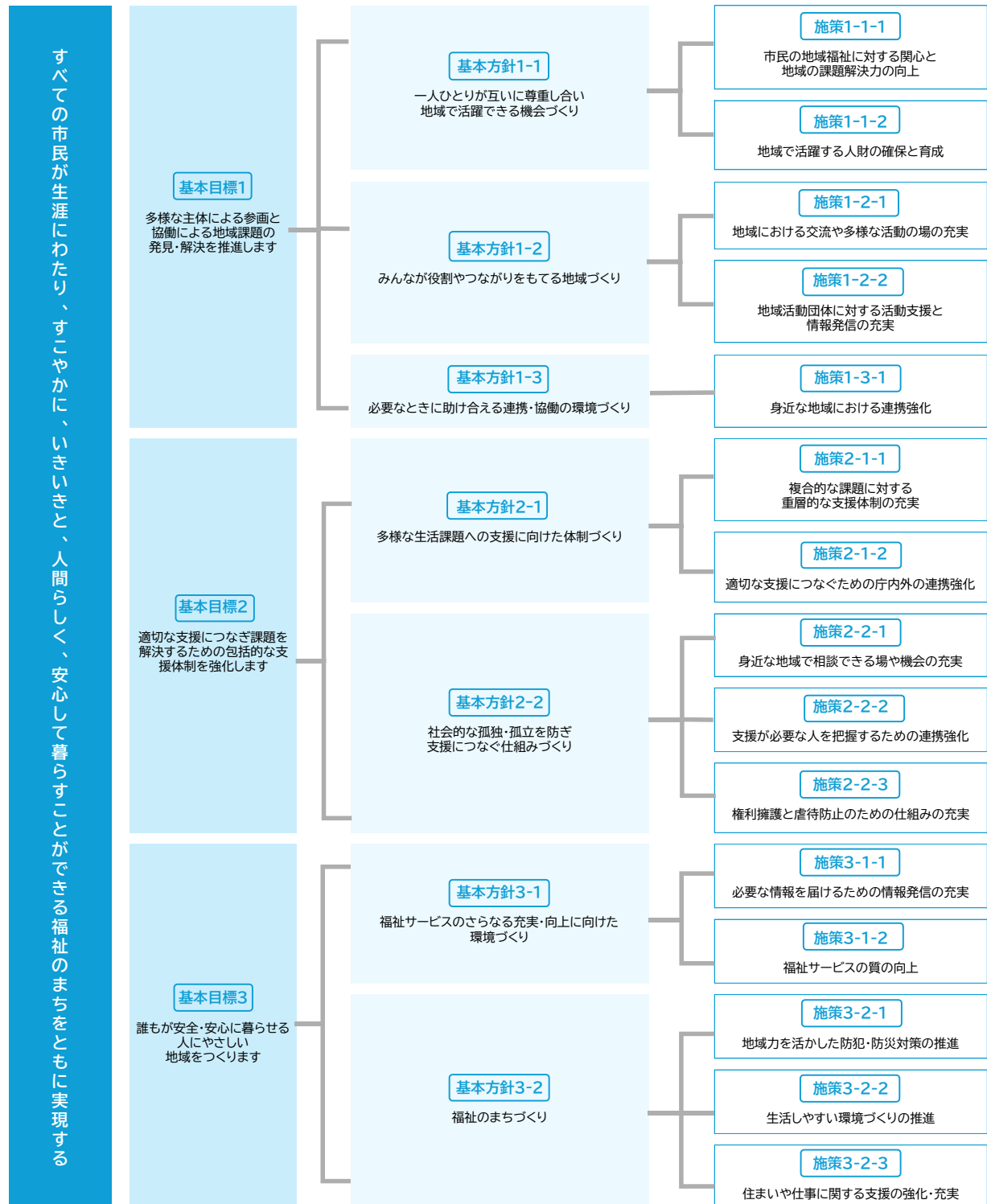
これらを踏まえ、第4次計画では、第3次計画から引き続き、13地区を地域福祉の基本的な圏域とします。



イメージ図を掲載予定

5 計画の体系

第4次計画は、前項で定めた3つの基本目標を実現するために、7つの基本方針、15の施策を定め、それらに関連する事業を推進していきます。



第4章 施策の展開



【基本目標1】多様な主体による参画と協働による地域課題の発見・解決を推進します

基本方針1-1 一人ひとりが互いに尊重し合い、地域で活躍できる機会づくり

めざす姿

- 世代や属性に関わらず互いに尊重し合い、住民や地域組織、企業などの多様な主体が、地域に関心を持ち、地域福祉に関する理解を深め、参画できる機会の充実を図ります。
- 一人ひとりが得意なことや好きなことなどを活かし、地域の中で支え合える体制づくりを推進します。

現状・これまでの主な取り組み

- 地域の資源や課題を明らかにするとともに、住民自らの地域課題の解決力を高める取り組みとして、地区版福祉 SOS ゲームを市内 13 地区で行いました。
- 介護予防活動の中心となる介護予防リーダーを養成し、地域の「通いの場」として、これまで 52 団体がたちあがりしました。

課題

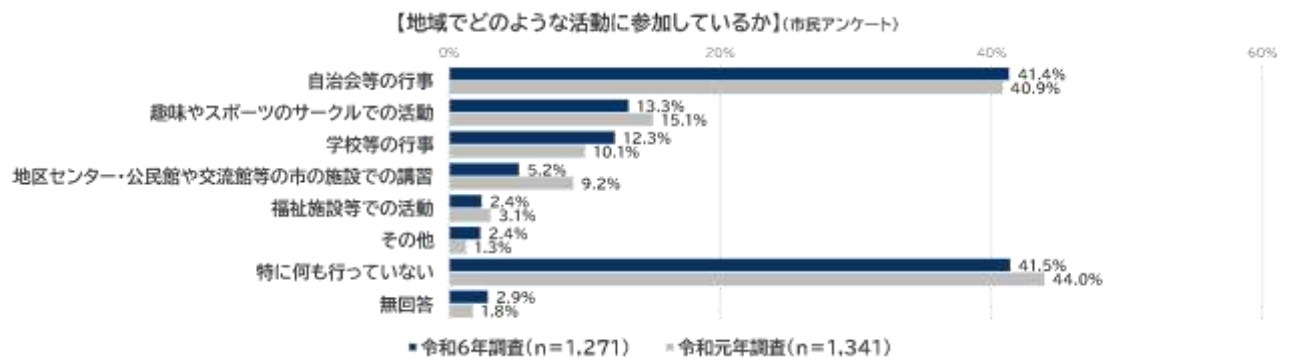
- ◆ 福祉に関する意識の啓発が必要です。
 - ・地域での活動は、前回調査と比較し、自治会等の行事で活動する人の割合が増加している反面、福祉関係の活動の割合は減少しています。また、特に何も行っていない人も 41.5%と多く、多くの人に地域の活動の大切さや面白さを知っていただく必要があります。
- ◆ ボランティア活動のさらなる周知と、参加しやすい環境づくりが必要です。
 - ・ボランティア活動への参加経験は前回調査と比較して 5.6 ポイント増加しましたが、「今までに活動したことはない」方は、全体の 75%を占めています。
 - ・参加しない理由としては、前回計画調査時と同様、「仕事や学業などで忙しく時間がないから」、「どのような活動があるのか知らないから」などがあげられます。そのため、忙しい人でも参加しやすくする工夫や、活動内容がよくわかるように伝えることを通じ、活動に参加しやすい環境を整備していく取り組みが必要です。
- ◆ きらポの活用などにより、地域活動に参加するきっかけが必要です。
 - ・地域のボランティア活動への参加を促進するため、きらポの活用などをつうじて、地域活動に参加するきっかけをつくる必要があります。

評価指標

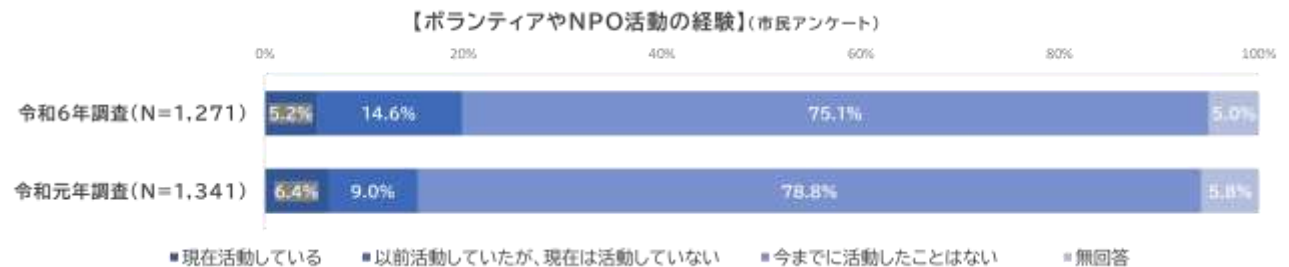


指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
(仮称) 地域課題の解決力を高める講座の開催数	—	—
認知症サポーター養成数	累計55,882人	累計67,000人

■前回調査と同様、約4割の方が「特に何も行っていない」と回答しています。

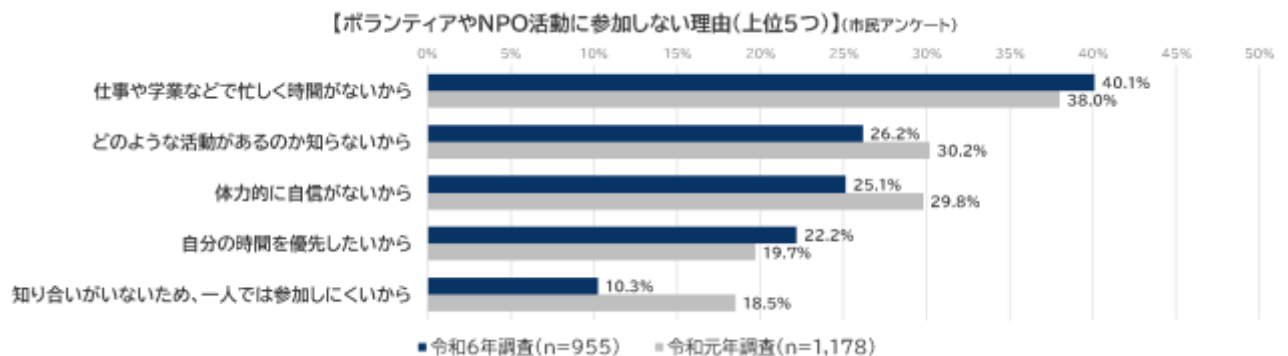


■約7割の方がボランティア活動等を「今までに活動したことはない」と回答しています。



*前回調査、「現在活動している」に、「現在活動しているが、その他に、以前活動していた今はやめた 活動もある」を加えている。

■ボランティア等活動に参加しない理由として、約26%が「どのような活動があるのか知らないから」と回答しています。



施策 1-1-1

市民の地域福祉に対する関心と地域の課題解決力の向上

施策の方向性

- 地域住民一人ひとりが主体的に考え行動することができるよう、地域福祉に対する理解と関心を深める研修や学習の機会を充実させます。

各主体の役割

主 体	期待される役割・取り組み
自 助 (市民)	・ 様々な立場（高齢・障がい・こども・困窮など）を理解し、地域課題の解決力の向上を目指しましょう。 ・ 地域福祉に関心を持ち、自ら学ぶ機会をつくりましょう。
互助・共助 (地域)	・ 市で実施する出張講座等を活用し、地域の抱える課題への理解を深め、地域に必要な取り組みを実践しましょう。 ・ 男女共同参画支援センター登録団体といった地域で活動する団体と協力し、地域への啓発活動などを推進しましょう。
公 助 (行政)	・ 地域福祉への関心を高め、地域の課題解決力の向上を推進するため、各種出張講座の開催や専門家の派遣を実施します。 ・ 福祉教育の推進や福祉につながる意識啓発を実施します。

市の主な取り組み（事業）

取り組み	内容
地域の課題解決力の向上を推進する取り組み	・ 福祉 SOS ゲームの周知・啓発 ・ 福祉に関する各種出張講座の実施*
福祉教育の推進及び福祉につながる意識啓発	・ 小中学校における福祉教育の推進（道徳教育、社会奉仕活動、福祉体験学習など） ・ 各種学級講座の実施（子育て講座、両親・母親学級など） ・ 市内大学と連携した講座の実施 ・ 人権啓発の推進 ・ 男女共同参画の推進 ・ 多文化共生の地域づくりの推進

施策 1-1-2

地域で活躍する人財※の確保と育成

※人は財産であるという考え方にに基づき、「人財」という表記を使用しています。

施策の方向性

- 地域福祉活動の中核を担う人財を育成することで、地域住民の支え合い活動を支援します。

各主体の役割

主 体	期待される役割・取り組み
自 助 (市民)	・ 関心のある地域の活動や研修に参加しましょう。 ・ お互いに助け合って生活していける地域づくりを目指しましょう。 ・ 困りごとを抱える人がいたら、話を傾聴し、思いを受け止めましょう。
互助・共助 (地域)	・ 地域の生活課題を把握し、必要な支援につなぎましょう。 ・ 各種講座や支え合い活動を地域に展開し、新たな担い手を発見しましょう。 ・ その人らしく暮らし続けられるよう、個人の意思やその家族の思いや悩みを理解し、地域で支えましょう。
公 助 (行政)	・ 地域福祉活動の中核を担う人財を育成するための様々な研修や事業を実施します。 ・ 地域で活動する人を増やしていくための仕組みづくりを充実させ、地域住民による支えあい活動を推進します。

市の主な取り組み（事業）

取り組み	内容
地域で主体的に活躍する人財の確保、育成	・ ボランティア活動の促進 ・ 民生委員・児童委員の担い手確保 ・ 各種養成講座の実施（認知症サポーター、生活支援サービスの担い手、ゲートキーパー、食生活改善推進員、生涯学習リーダーなど）＊ ・ 介護予防・フレイル予防に向けた取り組みの推進
地域住民による支えあいの推進	・ 日本赤十字社が行う相互扶助活動への協力 ・ ファミリー・サポート・センターの利用促進 ・ 越谷きらきらポイントの推進 ・ 介護支援ボランティアの養成 ・ 地域支え合い推進員の養成

ガイド

地域福祉に関する講座・研修一覧

地域福祉に関する理解と関心を深めることを目的とした各種講座の開催や、実際に地域福祉活動をする際に必要な知識やスキルを身につける養成講座・研修を開催しています。

- ❑ **福祉の知識を深め、普段の生活や地域での生活に役立ててみませんか？**
暮らしに役立つ情報や専門的な知識など、市職員が地域の集会や団体の会議などに伺い、分かりやすく講義しています。

分類	講座名（サブタイトル・内容）	こんな人におすすめ	担当課
①高齢	スマホアプリを活動した高齢者の健康事業「きらボ」	スマートフォンを使って健康づくりに取り組みたい高齢者の方	地域共生推進課
②障がい	手話いいね！（手話言語条例について）	手話に関心がある方やコミュニケーションの幅を広げたい方	障害福祉課
③こども	今さら聞けない保育園・幼稚園事情	保育園・幼稚園の利用を考えている方	保育入所課
④困窮	生活保護制度	制度に関心がある方や支援者の方	生活福祉課
⑤地域	福祉SOSゲーム研修について	地域の社会資源を学びたい方や支援者の方	地域共生推進課
⑥防犯・防災	防犯講話（防犯パトロールアドバイザーによる講話）	地域の防犯に関心がある方	くらし安心課
	災害への備え（避難行動要支援者支援制度）	災害時に配慮が必要な方への対応に関心がある方や地域の支援者の方	危機管理室
⑦健康	ひきこもり相談支援について	ひきこもり家族を抱える方や地域の支援者の方	こころの健康支援室

上記一覧のほか、越谷市では様々な講座を実施しているので、越谷市ホームページにて、最新の講座メニューをご確認ください。



越谷市ホームページ

- ❑ **地域で活躍する担い手として、活動してみませんか？**
地域福祉活動の中核を担う人材を育成するための様々な講座や研修を実施しています。

分類	講座・研修名	こんな人におすすめ	担当課
①高齢	認知症サポーター養成講座	認知症について理解を深めたい方や地域で支え合いたい方	地域包括ケア課
	介護予防リーダー養成講座	地域で介護予防活動を実施していきたい方	地域包括ケア課
	生活支援サービスの担い手養成研修	高齢者の日常生活支援を実施していきたい方	地域共生推進課
②防災	災害時外国人支援サポーター養成講座	災害時に外国人を支援していきたい方	市民活動支援課
③健康	ゲートキーパー研修	悩んでいる方への支援を学びたい方	こころの健康支援室
	食生活改善推進員養成講座	地域の食生活を支えていきたい方	健康づくり推進課
④学習	生涯学習リーダー養成講座	地域で学習できる環境づくりを推進していきたい方	生涯学習課

各種養成講座・研修の申込みについては、各担当課にお問い合わせください。

2次元
コード

越谷市ホームページ

コラム

越谷きらきらポイント（候補）

※第4次～掲載する新規の取組を優先して配置

【掲載内容】

- ・ 概要
- ・ 写真

※その他（案） 福祉教育に関する取組（3次掲載）

【基本目標1】多様な主体による参画と協働による地域課題の発見・解決を推進します

基本方針1-2 みんなが役割やつながりをもてる地域づくり

めざす姿

- 交流できる機会や場所を地域住民などが活用して、みんながつながりをもてる地域づくりを目指します。
- 地域活動への参加促進と、地域で活動する団体の活動が円滑に行なわれるよう、市は地域団体を支援し、また、地域の担い手に向けて十分な情報を提供します。

現状・これまでの主な取り組み

- 地域の方がつながりをもてるような地域の交流・活動の場として、地区センターや障害者福祉センター、老人福祉センターなど多様な公共施設等の機能の充実に努めています。
- 「こしがや こどもまんなか！フェスティバル」の開催による、こどもを中心とした地域交流や、「ふれあいの日」の開催による、障がいのある方と地域交流など、様々な交流の場の確保に努めています。
- 地域活動団体や自治会などへの活動支援を通じて地域活動の活性化を図っています。

課題

- ◆ 市民の交流・活動の場づくりと参加しやすい仕組みが必要です。
 - ・地域活動を広げるために必要なこととして、「単発・短時間で参加できる活動を増やす」が 35.0%、「一人でも気兼ねなく参加できる機会を増やす」が 34.0%と活動の参加の形態に多様な形を求めていることがわかります。一方、団体アンケートの結果では、「身近な地域（自宅の近く等）で活動に参加できる機会を増やす」が 35.3%と活動の場所に着目する結果となっています。
- ◆ 活動する団体のスタッフの確保と情報提供・理解が必要です。
 - ・地域活動を行う上での課題としては、「スタッフが不足している」が 47.0%と最も多くなっています。また、支援を必要とする人の情報不足や、市民の方の団体活動への理解不足も課題となっています。そのため、地域活動をより充実させるためには、地域活動団体への活動支援と、その活動の情報を必要とする人へ広く知らせていくための支援が必要です。また、NPOに対象を絞って地域活動を行う上での課題を聞くと、「活動資金の調達に苦労している」が 50.0%と2番目に多くなっています。そのため、今後はクラウドファンディング等、団体の活動資金の確保を支援する仕組みを充実していくことが必要です。

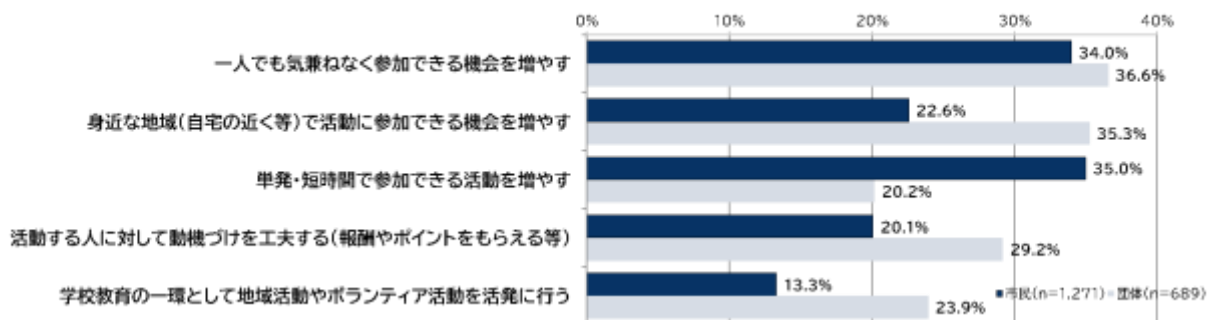
評価指標



指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
地域福祉活動に携わる団体数	630 団体	660 団体
老人福祉センターの利用者数	年間 238,468 人	年間 300,000 人
(仮称)「こどもの居場所」の数	11 か所	29 か所

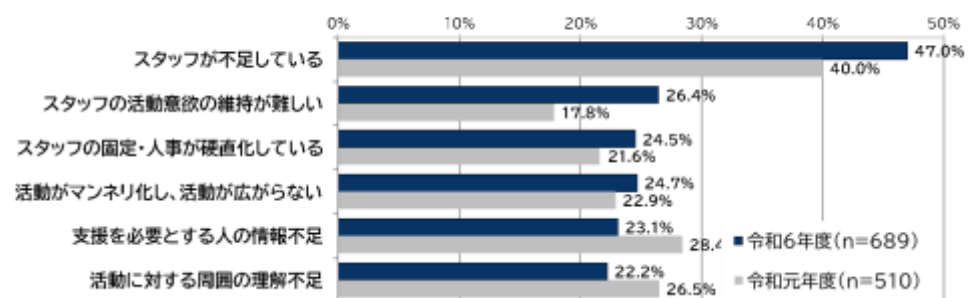
■ボランティアや NPO 活動を広げるために必要なこととして、「一人でも気兼ねなく参加できる機会を増やす」や「身近な地域で活動に参加できる機会を増やす」の回答割合が高い。

【ボランティアやNPO活動を広げるために必要なこと(上位5つ)】(市民・団体アンケート)



■地域活動を行う上での課題として、「スタッフが不足している」が 47.0%と最も高い。

【地域活動を行う上での課題(上位6つ)】(団体アンケート)



■NPO が抱える地域活動を行う上での課題として、「活動資金の調達に苦労している」が2番目に高い。

【地域活動を行う上での課題】(団体アンケート・NPOのみ)



施策1-2-1

地域における交流や多様な活動の場の充実

施策の方向性

- 高齢者、障がい者、こども、地域の福祉に関わる方が、様々な交流の場やイベントに参加できるように支援します。また、認知症や障がいなどへの理解を深めることで、地域共生社会の実現に向けて、互いに助け合い、つながり合える関係性を醸成します。

各主体の役割

主 体	期待される役割・取り組み
自 助 (市民)	・ 関心のある交流や活動の場へ参加し、地域の人との交流の輪を広げましょう。 ・ 交流・活動を通じて認知症や障がいなどへの理解を深めましょう。
互助・共助 (地域)	・ 様々な交流事業への運営に協力し、市民同士が世代の違いや障がい、認知症等の有無にかかわらず交流できる機会づくりに協力しましょう。 ・ 交流の場を提供し、福祉への理解を深め、地域全体で支える機運を醸成しましょう。
公 助 (行政)	・ 交流の場やイベントを活用した様々な人々の交流促進を図ります。 ・ 高齢者や障がいのある方などに配慮した、お互いが交流できる場を提供します。

市の主な取り組み（事業）

取り組み	内容
地域の交流の促進、多様な活動の場の提供	・ 多世代交流の場づくりの推進 (地区センター・公民館、自治会館、市民活動支援センターなど) ・ 高齢者等の交流の場づくりの推進 (老人福祉センター、「ふらっと」) ・ 障がい者等の交流の場づくりの推進 (こばと館、しらこばとなど) ・ 「ふれあいの日」を通じた地域交流の促進 ・ 子育て世代の交流の場づくりの推進 (保育所、子育てサロン、地域子育て支援センター、保育ステーション、児童館 など) ・ 「こしがや こどもまんなか！フェスティバル」を通じた地域交流の促進 ・ プレーパーク事業の推進 ・ 放課後子ども教室事業の推進

施策1-2-2

地域活動団体に対する活動支援と情報発信の充実

施策の方向性

- 地域の担い手に関する情報を積極的に発信し、団体の活動に役立てられるよう支援します。また、活動の場の提供や団体間の連絡調整、活動資金の支援など、団体運営を支える取り組みを推進し、地域活動団体の支援と情報発信の充実を図ります。

各主体の役割

主 体	期待される役割・取り組み
自 助 (市民)	・ 地域で活動する団体の取組や情報に関心を持ち、自分にできる形で参加や協力をしていきましょう。
互助・共助 (地域)	・ 地域活動団体の活動内容を多くの人に知ってもらうため、積極的に情報発信しましょう。 ・ 団体活動を通じた地域課題の解決や、子育て支援、こども居場所づくりなど、地域の課題解決に向けた取り組みを推進しましょう。
公 助 (行政)	・ 地域活動団体の活動をより活性化するための活動の場の提供、活動資金の補助といった活動支援を実施します。 ・ 地域活動団体に対する積極的な情報発信を実施します。

市の主な取り組み（事業）

取り組み	内容
地域活動団体への活動支援	・ 自治会への加入促進・活動支援 ・ コミュニティ推進協議会への活動支援 ・ 市民活動団体の育成・活動支援 ・ クラウドファンディングによる NPO 等への活動支援 ・ 民生委員・児童委員協議会への活動支援 ・ 赤十字社奉仕団への活動支援 ・ 社会福祉法人の地域公益活動の促進 ・ 介護予防・生活支援サービス実施団体への活動支援 ・ 障がい者ボランティア団体等への活動支援 ・ 子育てサークル運営団体への活動支援 ・ 子ども食堂等運営団体への活動支援 ・ 子ども会育成連絡協議会への活動支援 ・ PTA 連合会への活動支援 ・ 学校応援団への活動支援

【基本目標1】多様な主体による参画と協働による地域課題の発見・解決を推進します

基本方針1-3 必要なときに助け合える連携・協働の環境づくり

めざす姿

- 地域における困りごとや相談に対して、分野を超えて対応し、関係機関が連携・協力する体制づくりと、庁内における連携強化による、包括的な支援体制づくりを推進します。

現状・これまでの主な取り組み

- 見守り活動を通じ、支援を必要とする高齢者の早期発見・早期対応を図り、適切な支援へつなぐための「越谷市地域包括支援ネットワーク」をはじめとした、必要な方に支援を届けるための、地域の住民、関係団体、事業者等といった関係者間のネットワークづくりを推進しています。
- 13地区に設置されている「地域支え合い会議」で、地域支え合い推進員が中心となり、居場所づくりのイベントや、スマホの使い方相談会など、地域のニーズに応じた取り組みをおこなっています。

課題

- ◆ 地域の団体や事業者等との連携強化が必要です。
 - ・地域活動における現状の連携体制は、市役所、社会福祉協議会、自治会の3つが主になっています。その一方で、今後は、介護・福祉施設や医療機関、企業、大学など幅広い団体や組織との連携も望まれています。このことから、現在の連携関係を活かしつつ、多様な担い手が互いに連携・協働できるような取り組みが求められています。
- ◆ 地域で受ける相談内容は多岐に渡っています。
 - ・市民の方から受けた生活上の困りごと等の相談内容は、「一人暮らしで不安や心細い思いをしている」が58.1%と最も多く、家族の介護や経済困窮、障がい、子育てと多岐に渡っていることがわかります。幅広い相談に対応するため、分野を横断した団体間の連携や行政との連携が求められています。

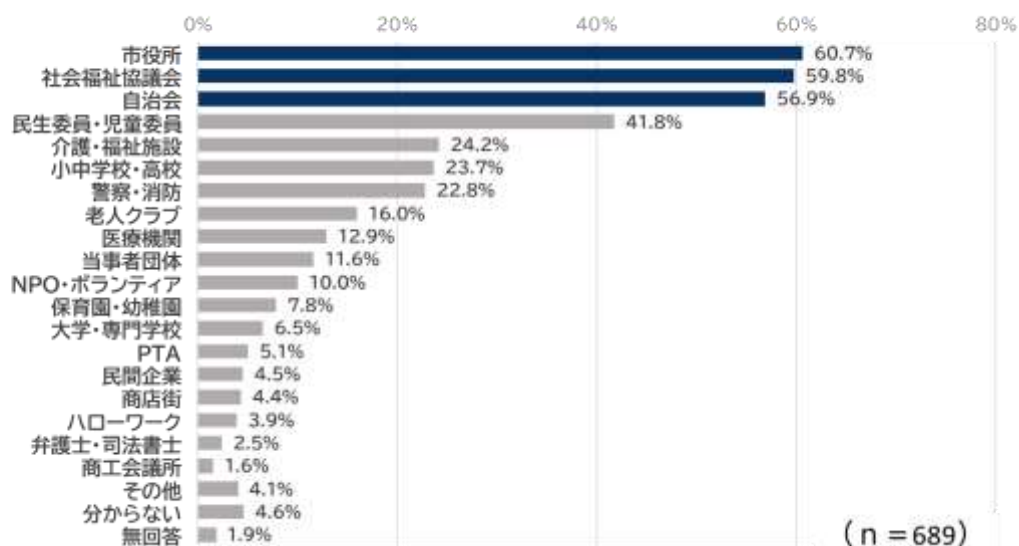
評価指標



指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
地域包括支援ネットワーク協力事業所数	474 か所	600 か所

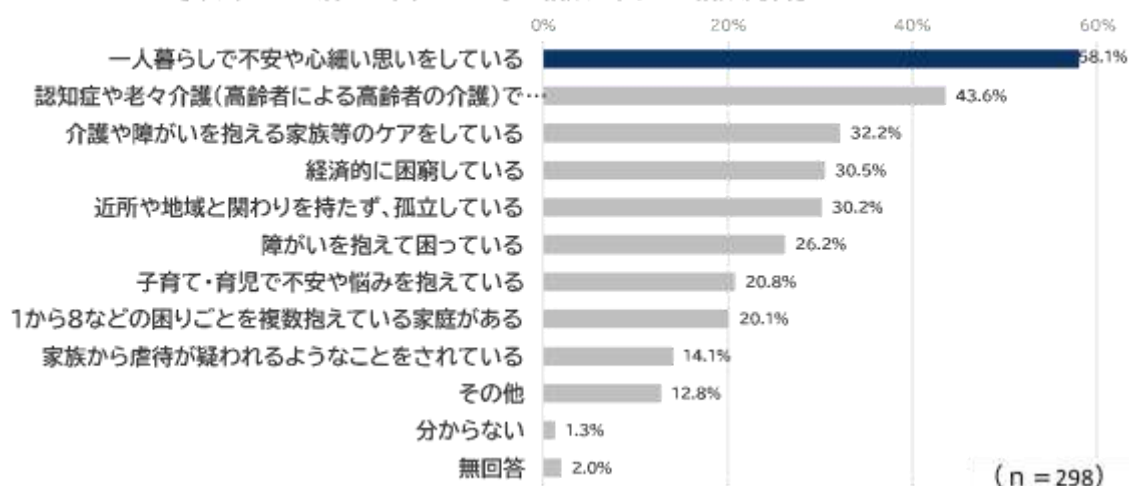
■「連携・協力関係がある組織・団体」については、上位の順から、市役所、社会福祉協議会、自治会、民生委員・児童委員、介護・福祉施設となっています。

【地域活動を行う上で、連携・協力関係がある組織・団体】(団体アンケート)



■相談内容について、上位の順から、「一人暮らしで不安や心細い思いをしている」(58.1%)、「認知症や老々介護(高齢者による高齢者の介護)で困っている」(43.6%)となっています。

【市民から生活上の困りごと等の相談を受けた相談内容】(団体アンケート)



施策1-3-1

身近な地域における連携強化

 施策の方向性

- 地域における困りごとや課題等を把握し、円滑に解決するため、福祉関係団体・専門機関の連携を強化します。

 各主体の役割

主 体	期待される役割・取り組み
自 助 (市民)	・ 地域に様々な連携体制があることを理解し、地域で抱える困りごとや課題などについて意見しましょう。 ・ ACP（人生の最終段階における医療やケア）について理解を深め、介護や医療などが常時必要になった際に備えましょう。
互助・共助 (地域)	・ 審議会の委員として、市役所と密接に連携し、専門的分野の知見や経験をもとに、地域住民のための福祉サービスの向上を図りましょう。 ・ 地域住民の困りごとに寄り添い、関係機関と連携して適切な支援につなぎましょう。 ・ 子育て中の保護者などで組織するサークル・団体のネットワークを充実しましょう。
公 助 (行政)	・ 福祉関係団体や専門機関、企業との連携を強化するための、地域内の様々なネットワークの充実や連携強化に向けた事業を充実します。

 市の主な取り組み（事業）

取り組み	内容
審議会を通じた専門職、学識経験者等との連携強化	・ 社会福祉審議会の運営 ・ 地域包括ケア推進協議会の運営
福祉関係団体や専門機関、 <u>企業</u> との連携強化	・ 地域包括支援ネットワークの推進 ・ 在宅医療・介護連携の推進 ・ 地域支え合い会議の推進 ・ 子育て支援ネットワークの推進 ・ 社会福祉協議会との連携強化 ・ 民間企業との連携による移動販売の推進

コラム

民間企業との連携による移動販売（候補）

本市では、ウエルシア薬局株式会社及び株式会社カスミと移動販売をはじめとする買い物支援に関する協定を結んでいます。その協定を活用し、乗合交通が利用しづらいとされる地域を中心に、食料品や日用品などの移動販売を実施しています。

どなたでも利用できますので、お気軽に販売場所へお越しください。

二次元
コード

※最新の販売場所情報は、
市のホームページをご確認ください。

写真

【基本目標2】適切な支援につなぎ課題を解決するための包括的な支援体制を強化します

基本方針2-1 多様な生活課題への支援に向けた体制づくり

めざす姿

- 複雑・複合化した地域生活課題に対応するため、関係機関の連携のもと、状況に応じ相談者に寄り添い、関わりを持ち続ける伴走型支援を行います。

現状・これまでの主な取り組み

- 分野横断型の包括的な相談体制を構築するため、検討組織として、「地域共生社会の実現に向けた庁内連携会議」を令和3年度に設置して、地域共生社会の実現に向けた連携を図っています。
- 地域住民からの相談内容は、複雑化・複合化しており、1つの部署、1つの福祉分野だけでは対応が困難なことがあります。例えば、8050問題のような複雑・複合的な課題に対し、市では重層的な支援体制の整備のための組織体を整備し、課題に円滑に対応できるための体制づくりを行っています。
- 相談者に寄り添いつつ、その人の支援につながるよう、関わりを持ち続ける「伴走型支援」は非常に大切なため、本市では、生活困窮者への自立相談支援事業や子どもの学習・生活支援事業、妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援などを行っています。

課題

◆ 庁内連携の強化が必要です。

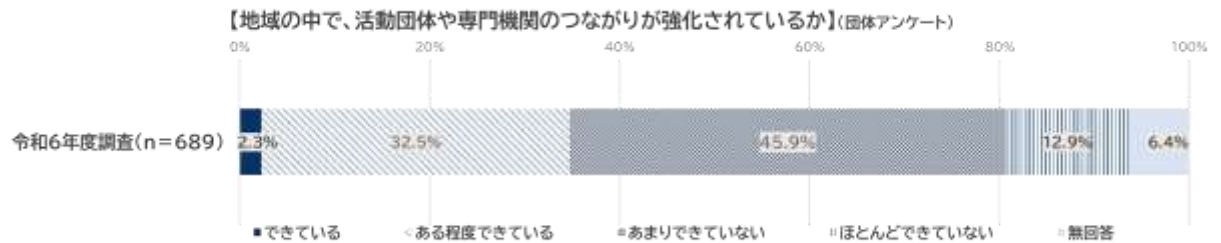
- ・アンケートの結果をみると、「悩みごとを抱えた際に、市役所の中で様々な部署同士が連携して、一緒に解決してくれる」かどうかは、「できている」「ある程度できている」を合わせても37.7%にとどまっており、市役所内の連携強化が必要です。

評価指標

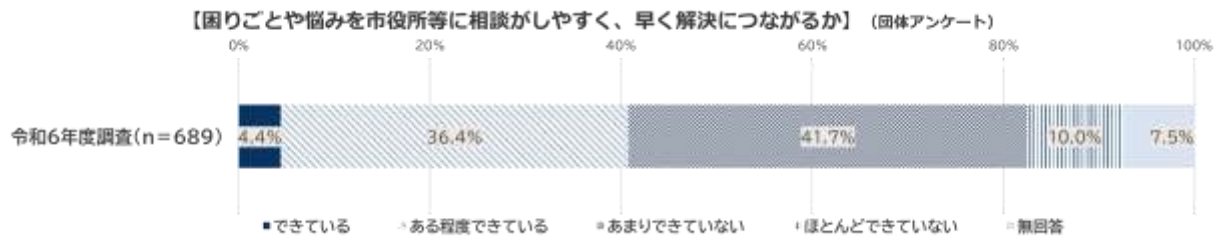


指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
自立相談支援事業により自立に向けた改善が見られた人の割合	89%	90%
子どもの学習・生活支援事業参加率	23.7%	40%
重層的支援に係る会議の開催数	年間10回	年間12回

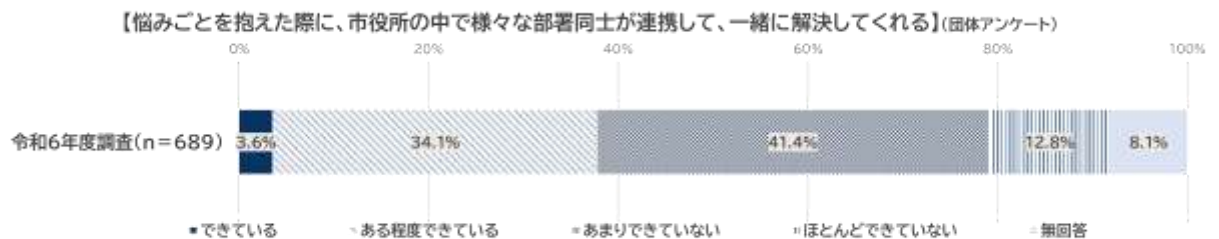
■約6割の方が、地域の中で活動団体や専門機関のつながりができていないと回答しています。



■約4割の方が、困りごとや悩みを市役所等に相談でき、早く解決につながると回答しています。



■約4割の方が、相談事に対し市役所内で部署間連携ができていないと回答しています。



施策2-1-1

複合的な課題に対する重層的な支援体制の充実

施策の方向性

- 相談体制の強化及び庁内での連携を充実することで、複雑化・複合化した課題を抱える地域住民からの相談に対し、迅速かつ横断的に対応できるようにします。

各主体の役割

主 体	期待される役割・取り組み
自 助 (市民)	・ いざという時に、自分の不安や悩みを相談できる人や窓口を把握し、悩みをひとりで抱え込まず、誰かに相談しましょう。
互助・共助 (地域)	・ 地域の中で困り事を抱えている人がいたときは、話を聞き、必要に応じて相談機関につなげる意識をもちましょう。 ・ 様々な支援制度や相談窓口、情報ツールを理解・活用し、困り事を抱える人への支援を実施しましょう。 ・ 複雑・複合化した課題を抱える世帯への、各関係機関の連携による包括的な支援を実施しましょう。
公 助 (行政)	・ 相談体制の充実を図るとともに、庁内連携のさらなる強化を図ります。 ・ 関係機関との連携によるワンストップな支援による、迅速な支援を実施します。 ・ ケアラー推進員を中心とした断らない相談体制を構築します。

市の主な取り組み（事業）

取り組み	内容
相談体制の充実	・ 困難を抱える女性への支援の充実 ・ 生活困窮者自立支援事業の推進（内包計画 p. 75） ・ 子どもの学習・生活支援の充実 ・ 自殺対策事業の推進 ・ レスパイトサービスの利用促進 ・ 地域生活支援拠点等の充実 ・ ひきこもりの方の居場所づくり ・ 子どもつながり SNS 相談@越谷の利用促進
庁内連携のさらなる強化	・ 重層的支援体制整備事業の実施（内包計画 p. 81） ・ ひきこもり支援体制の構築 ・ DV被害者支援と児童虐待との連携強化 ・ ケアラー支援体制の構築 ・ 再犯防止に向けた活動の推進（内包計画 p. 78）

コラム

ケアラー・ヤングケアラー（候補）

※第4次～掲載する新規の取組を優先して配置

【掲載内容】

- ・ 概要
- ・ 写真

※その他（案） 子育て世帯訪問支援事業

施策2-1-2

適切な支援につなぐための庁内外の連携強化

 施策の方向性

- 複雑な課題を抱える地域住民に対し、適切な支援を提供するため、行政機関と支援団体のネットワークを活用した連携体制の強化及び情報共有の円滑化を図ります。

 各主体の役割

主 体	期待される役割・取り組み
自 助 (市民)	・ 困りごとの内容や希望を自分なりに整理し、いざというときに市役所や適切な福祉機関に相談できるよう準備しましょう。
互助・共助 (地域)	・ 各会議を通じた課題把握および専門職の立場から支援を必要とする人への適切な支援を提供しましょう。 ・ 地域でのつながりのなかで地域課題の共有や解決方法を検討し、支援の充実を図りましょう。
公 助 (行政)	・ 行政と支援機関のネットワークを活用した連携・情報共有を強化します。

 市の主な取り組み（事業）

取り組み	内容
行政と支援機関のネットワークを活用した連携・情報共有の強化	・ 分野横断的な取り組みを推進する庁内連携会議の運営 ・ 地域共生社会に関する庁内研修会の開催 ・ 重層的支援会議の運営 ・ 地域ケア会議の運営 ・ 障害者地域自立支援協議会の運営 ・ 要保護児童対策地域協議会の運営

コラム

庁内連携会議の運営 ～分野横断的な複合課題への対応～

本市では、包括的支援体制を推進するため、令和3年度から「地域共生社会の実現に向けた庁内連携会議」を設置し、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者といった対象別の制度だけでは、支援が困難な複合課題を抱える方への対応について協議している。

□ 会議構成（令和7年4月時点）

関係課所の課長級の連携会議と管理職・主幹級の部会の2層構造としており、相談支援機関の所管課及びケースワーカー配置課で構成している。

【構成部課所】12課所	
地域共生部	地域共生推進課、地域包括ケア課
市民協働部	くらし安心課
福祉部	福祉総務課、生活福祉課、障害福祉課
子ども家庭部	子ども施策推進課、子ども福祉課、こども家庭センター
保健医療部	健康づくり推進課、保健総務課こころの健康支援室
学校教育部	教育センター

イメージ図に変更する予定

□ 主な協議事項

・重層的支援体制整備事業に関すること

本会議での協議を経て、令和4年度から事業開始となった旨を記載

・ケアラー支援に関すること

本会議での協議を経て、決まったケアラー支援の体制（推進員の配置や手引き・ガイドブックの作成）などを掲載

会議によって、推進が図られた内容を掲載する予定

□ 包括的支援体制の推進に向けて

本会議を通じて、分野横断的な複合課題への対応を協議し、地域の生活課題を「我が事」として受け止め、早期発見や解決・支援につないでいけるような意識醸成を図るとともに、相談や困りごとがあった際には、すべての支援関係機関・職員が「丸ごと」受け止め、適切な支援を実現する包括的支援体制を引き続き推進していきます。

【基本目標2】適切な支援につなぎ課題を解決するための包括的な支援体制を強化します

基本方針2-2 社会的な孤独・孤立を防ぎ支援につなぐ仕組みづくり

めざす姿

- 困っている人が地域の中で孤立しないように、安心して自ら支援を求めることができる体制を推進します。

現状・これまでの主な取り組み

- 人口減少、少子高齢化、核家族化などの社会環境の変化により、地域コミュニティの希薄化が生じており、その結果、自殺、虐待などの社会問題に加え、近年では、「ひきこもり」問題や単身世帯の増加に伴う「孤独・孤立」も全国的な問題として顕在化しています。
- 「生活自立相談よりそい」、「障がい者等基幹相談支援センター」、「こども家庭センター」、「女性・DV相談支援センター」など、多様な分野の相談窓口を設置し、相談支援体制の充実を図っています。
- 認知症の方や身寄りのない高齢者、障がい者等の権利擁護の仕組みとして、成年後見制度の普及と利用促進を図り、令和3年には、「成年後見センターこしがや」に中核機関としての機能を追加しました。成年後見センターへの相談件数は年々増加傾向になるなど、制度利用のニーズが高まっています。

課題

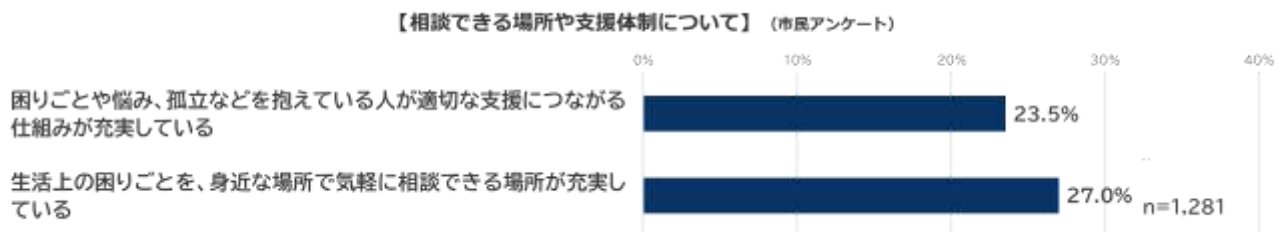
- ◆ 相談支援体制の充実と支援を必要とする人を把握する仕組みの充実が必要です。
 - ・身近な場所で気軽に相談できると考える市民は27.0%、困りごとや悩み、孤立などを抱えている人が適切な支援につながる仕組みが充実していると答えたのが23.5%と低くなっています。
 - ・市では、地域包括支援センターや障がい者等基幹相談支援センターの開設や、地域で活動している民生委員・児童委員による支援など、相談支援体制の充実を図っておりますが、今後は、これらの支援に加えて、個々の市民や、地域の団体・ボランティア等による見守りも大切になっています。
- ◆ 権利擁護の仕組みの推進と周知が必要です。
 - ・「成年後見制度の周知度」について、アンケートの結果を見ると、約4割の方が「制度は知っているが、活用する必要がない」に回答しています。また、「言葉は聞いたことがあるが、制度のことは知らない」人も約3割、「言葉も聞いたことがなく、制度もまったく知らない」が約2割となっています。
 - ・そのため、引き続き制度の周知と、利用が適切と考えられる人には、制度につながる支援を行うことが必要です。

評価指標



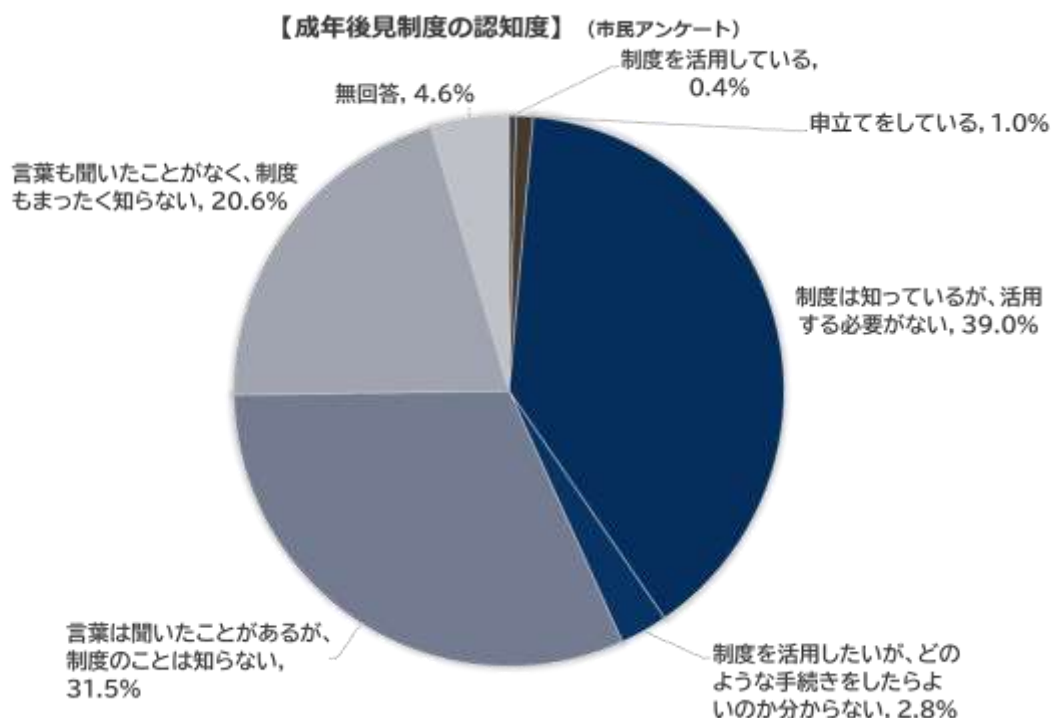
指標名	現状値（R6）	目標値（R12）
地域包括支援センターへの新規相談件数	年間 3,863 件	年間 4,700 件
民生委員・児童委員一人あたりの年間活動日数	年間 106.8 日	年間 120 日
障がいに対する理解が進んでいると思う市民の割合	—	100%

■困りごとや悩みを抱えている人を支援につなぐ仕組みや身近な場所で気軽に相談できる場所について、充実していると回答した方は3割未満でした。



*割合は、「できている」「ある程度できている」の合計

■成年後見制度について、約5割の方が「言葉は聞いたことがあるが、制度のことは知らない」および「言葉も聞いたことがなく、制度もまったく知らない」と回答しています。



施策2-2-1

身近な地域で相談できる場や機会の充実

施策の方向性

- 地域住民にとって身近な地域で相談できるよう、相談支援体制を充実させることで、地域生活課題に対し迅速に対応します。

各主体の役割

主 体	期待される役割・取り組み
自 助 (市民)	・ 普段から地域の中でつながりを持ち、相談しやすい関係性を育みましょう。 ・ 身近な地域で相談できる場所を把握しましょう。
互助・共助 (地域)	・ 当事者やその家族から相談を受けたとき、その世帯のニーズを把握し支援者や行政機関との橋渡し役の役割を実践しましょう。 ・ 地域住民から相談を受けた際は、支援機関・団体が互いに連携を図り、課題解決に向けて支援しましょう。
公 助 (行政)	・ 身近な地域での相談機会を充実します。 ・ 様々な支援ニーズに対応する相談窓口を充実します。

市の主な取り組み（事業）

取り組み	内容
身近な地域での相談機会の充実	・ 民生委員・児童委員による見守りの充実 ・ オレンジカフェの設置 ・ 認知症サポーター活動（チームオレンジ）の推進
様々な支援ニーズに対応する相談窓口の充実	・ 各種相談窓口の充実（地域包括支援センター、障がい者等基幹相談支援センター、こども家庭センター、生活自立相談よりそいなど）＊

ガイド

福祉の相談窓口一覧

□ 高齢者・介護に関する相談

*市役所開庁時間 月～金（祝日・年末年始除く）8：30～17：15

内容	相談窓口	連絡先	備考
介護保険制度について	介護保険課	963-9125	*開庁時間と同じ
高齢者の総合相談について	地域包括支援センター	各地区の相談窓口*	*月～金（祝日・年末年始除く） 8：30～17：15
高齢者の相談援助、成年後見制度、認知症支援について	地域包括ケア課	963-9163	*開庁時間と同じ

□ 障がい・こころの健康に関する相談

内容	相談窓口	連絡先	備考
障がい者の相談援助について	障害福祉課 ※18歳以上	963-9164	*開庁時間と同じ
障がい児の相談援助について	子ども福祉課 ※18歳未満	963-9172	*開庁時間と同じ
障がい者（児）の生活全般に関する相談について	障がい者等基幹相談支援センター	各地区の相談窓口*	月～金（祝日・年末年始除く） 8：30～17：15
こころの健康相談、ひきこもり相談、自殺対策について	こころの健康支援室	963-9214	*開庁時間と同じ

□ 妊婦・子ども・青少年に関する相談

内容	相談窓口	連絡先	備考
妊産婦と子育て世帯、こどもに関する相談援助について	こども家庭センター	①963-9319 ②963-9179	*開庁時間と同じ
乳幼児の育児相談について	健康づくり推進課	960-1100	*開庁時間と同じ
保育所等の入所について	保育入所課	963-9167	*開庁時間と同じ
こどものしつけや行動、親子関係に関する相談について	家庭児童相談室	963-9319	月～金（祝日・年末年始除く） 9：00～16：00
学童保育室の利用について	青少年課	963-9158	*開庁時間と同じ
教育相談について（義務教育段階まで）	教育センター	962-9300	月～土（祝日・年末年始除く） 9：20～16：40（電話） 9：00～19：00（来所） ※土のみ16：40まで
青少年（中学卒業後～30歳代）及びその保護者の悩み相談について	青少年相談室	964-0272	月・火・水・金（祝日・年末年始除く） 9：00～16：00

□ その他

内容	相談窓口	連絡先	備考
生活保護制度の利用について	生活福祉課	963-9162	*開庁時間と同じ
生活困窮者自立支援について	生活自立相談よりそい	963-9212	*開庁時間と同じ
女性のなやみ、配偶者等からの暴力の相談等について	越谷市女性・DV相談支援センター	963-9176	*開庁時間と同じ
男性のなやみについて	人権・男女共同参画推進課	971-6201	第2土曜日（電話相談のみ） 13：00～16：00
購入した商品の品質やサービス、契約・訪問販売のトラブルなどについて	越谷市立消費生活センター	965-8886	月～金（祝日・年末年始除く） 9：30～15：30
相談場所がわからない場合	なんでも相談窓口（おくやみコーナー）	963-9150	*開庁時間と同じ
おくやみ業務について			

施策2-2-2

支援が必要な人を把握するための連携強化

 施策の方向性

- 地域で支援を必要としている人を把握し、適切な相談窓口につなぐことができるよう、連携強化を図ります。

 各主体の役割

主 体	期待される役割・取り組み
自 助 (市民)	・地域での積極的なあいさつ・声かけを実施し、顔の見える関係づくりを目指しましょう。 ・地域の中で、支援が必要な人をつなぐための取組があることを理解し、必要な時に活用しましょう。
互助・共助 (地域)	・困りごとを抱える人が孤立しないように、地域の中で見守りながら、必要な時は適切な支援につなげましょう。 ・地域包括支援センター等専門機関との顔の見える関係を構築しましょう。 ・市の福祉関連課との連携、情報共有による、支援が必要な人を把握しましょう。
公 助 (行政)	・支援が必要な人を把握し、適切な相談窓口につなぐための取り組みを推進します。

 市の主な取り組み（事業）

取り組み	内容
支援が必要な人をつなぐための取り組みの推進	・民生委員・児童委員との連携、協力体制の強化 ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の実施 ・ケアラー支援推進員の配置

施策2-2-3

権利擁護と虐待防止のための仕組みの充実

施策の方向性

- 権利擁護や虐待防止に関する仕組みについて、関係機関との連携を強化するとともに、制度に対する理解の促進や適切な利用に向けた周知啓発を図ります。

各主体の役割

主 体	期待される役割・取り組み
自 助 (市民)	・権利擁護や虐待に関する正しい知識を身につけ、理解を深めましょう。 ・いざという時に、自分の不安や悩みを相談できる人や窓口を把握し、悩みをひとりで抱え込まず、誰かに相談しましょう。
互助・共助 (地域)	・関係機関の連携により、支援が必要な世帯の早期発見・虐待防止を実践しましょう。 ・地域における介護者の孤立や家庭内の SOS など、虐待につながるサインを早期発見し、適切な相談窓口に繋ぎましょう。
公 助 (行政)	・適切な利用に向けた、成年後見制度の利用促進を図ります。 ・権利擁護・虐待防止のための関係機関との連携強化を図ります。

市の主な取り組み（事業）

取り組み	内容
成年後見制度の利用促進	・成年後見制度の普及・啓発（内包計画 p. 72） ・相談支援 ・利用促進に向けた体制整備 ・後見人への支援
権利擁護・虐待防止のための関係機関との連携強化	・高齢者の権利擁護の推進 ・障がい者の権利擁護の推進 ・こどもの権利擁護の推進 ・こどもの意見表明の推進

成年後見制度の普及と利用（第2期越谷市成年後見制度利用促進計画）

「成年後見制度利用促進計画」について

成年後見制度とは、認知症・知的障がい・精神障がい等により、判断能力が不十分な方の意思決定を助け、生活や財産等の権利を守る制度です。

本市では、令和3年4月に策定した第一期越谷市成年後見制度利用促進計画に基づき、制度の利用促進に向けた取組を進めてまいりました。越谷市社会福祉協議会が運営する「成年後見センターこしがや」を中心に、地域連携ネットワークを構築し、制度の周知・啓発等、関係機関との連携した体制づくりに取り組んでいます。

今後も成年後見制度を必要とする方の増加が見込まれることから、この項目を市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置付け、さらなる制度の普及と制度の利用促進を図ります。

現状と課題 成年後見制度の利用状況推移(参照 P.13)

- 成年後見制度の認知度は低く、制度について多くの人に知られていない現状です。さらに、利用に際しては経済的な負担や手続きの複雑さ等が原因で、利用に至らない場合があります。こうした状況を踏まえ、引き続き制度の周知を進めるとともに、利用に向けた支援体制の充実が求められます。
- 制度の利用者の中には、抱えている問題が多分野かつ複雑化しており、成年後見制度だけでは対応できない多様なニーズを持つ方も多くなっています。このような場合には、様々な分野の専門職が連携し、包括的な支援を行うことが重要です。
- 市民後見人^{※注1}については、単独での受任が難しい事例が多く、受任件数の伸びが鈍化している傾向があります。そのため、受任に向けた体制づくり等が必要となります。

主な取り組み

本市では、国の第二期成年後見利用促進基本計画を踏まえ、地域共生社会の実現に向け、以下の考え方にに基づき、制度の利用促進に取り組んでいきます。

- ① 行政、福祉、医療、司法、地域住民など多様な主体が連携すること
- ② 成年後見制度の円滑な利用促進を図ること
- ③ 本人の尊厳を尊重した生活の継続と地域社会への参加に向けた支援を行うこと

※注1：弁護士や司法書士等の資格はもたず、市町村等の支援を受けながら、成年後見人としての業務を担う市民のこと。

○ 地域連携ネットワークの体制強化

本計画では、本人が自分らしい生活を続け、地域の一員として安心して暮らし続けられるよう、これまでの取組を踏まえながら、地域連携ネットワークの強化に取り組めます。

(ア) 権利擁護支援チーム

概要：成年後見人や親族、保健・福祉・医療等の関係者が連携し、日常的に本人の生活を見守りながら、その意思や希望を尊重し、必要な権利擁護支援を行う仕組みです。

構成：成年後見人、親族、相談支援専門員、介護支援専門員、医療機関、民生委員等

(イ) 中核機関

概要：成年後見制度の周知啓発(広報機能^{※注2})、相談支援(相談機能^{※注3})、制度利用に必要な手続きや支援体制の整備(利用促進機能^{※注4})、各関係機関との協力・連携体制の強化を行う(後見人支援機能^{※注5})。

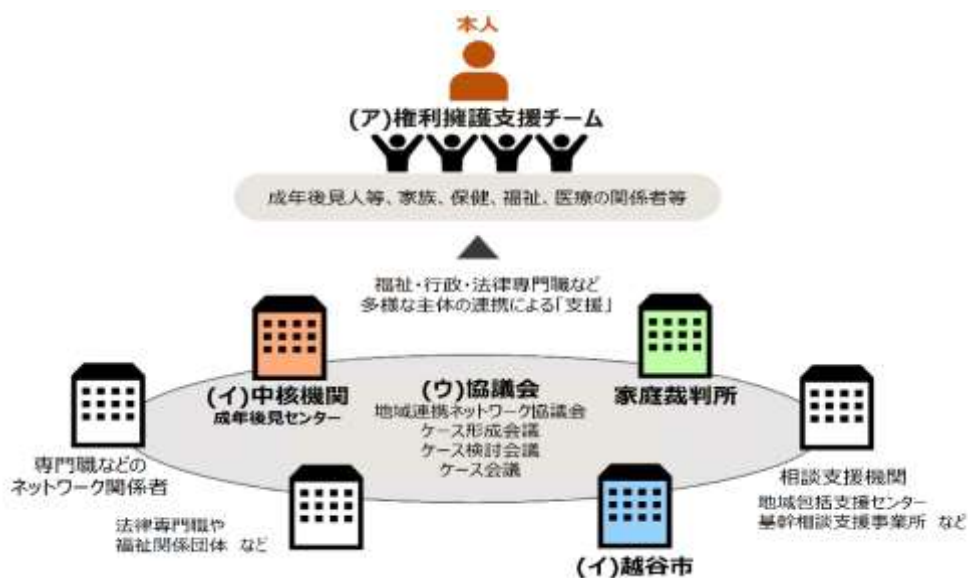
構成：成年後見センターこしがや(越谷市社会福祉協議会)、越谷市

(ウ) 協議会

概要：権利擁護支援チームを支える専門職団体や当事者団体等、地方公共団体の関係機関が連携を強化し、自発的な協力を進めていく。

構成：越谷市、成年後見センターこしがや、専門職団体、当事者団体等

<地域連携ネットワークイメージ図>



※注1：成年後見制度の周知啓発を行う。

※注2：本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、支援を行う。

※注3：申立てに関する相談や支援、適切な後見人候補者の調整、市民後見人の育成等を行う。

※注4：本人や成年後見人等の権利擁護支援チームからの相談対応を通じ、行政、福祉、司法等の地域連携ネットワークの各主体と連携しながら後方支援を行い、後見人の活動支援を行う。

○ 地域連携ネットワーク支援機能の充実に向けた取り組み

地域連携ネットワークの機能の充実を図るため、中核機関を中心として、広報、相談、利用促進、後見人支援の4つの機能に基づき、多様な取り組みを進めていきます。

取り組み	内容	広報機能	相談機能	利用促進機能	後見人支援機能
成年後見制度の周知・啓発	パンフレットやチラシ等を、地区センター等の関係機関に配布します。	●			
出前講座・出張相談の実施	老人福祉センター等において、制度に関する講座や出張相談を実施します。	●	●		
成年後見制度の利用相談	制度を必要とする方が、適切に制度を利用できるよう、相談業務を実施します。	●	●		
関係者向け研修の実施	福祉や医療等の関係者を対象とした制度に関する研修を実施します。		●	●	
関係機関を含めたケース会議の開催	制度の必要性を検討するため、本人の支援に関わる関係機関が連携し、支援方針を協議します。		●	●	
成年後見制度の利用支援体制の整備	申立てに関する手続き支援や費用負担の軽減に向けた助成制度の周知等を通じて、制度の利用に向けた支援を行います。			●	
関連支援事業との連携	成年後見制度による支援に限らず、本人の状況や支援の必要性に応じて、適切な支援につなげられるよう、福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと） ^{※注1} 等の関連する支援事業との連携を図ります。			●	
ケース検討会議の開催	申立て前に、市や中核機関、専門職団体等が、本人の権利擁護の視点を踏まえ、制度利用の必要性や適切な成年後見人等の選任、支援方針について検討を行います。			●	●
ケース形成会議の開催	成年後見人等の選任後、関係機関が支援状況を共有し、課題解決に向けた支援方針を協議します。			●	●
市民後見人の確保・活動支援	関係機関と連携し、市民後見人の確保に努めます。また、市民後見人に対する相談や研修等を行い、安心して継続的に活動できるよう支援します。			●	●
地域連携ネットワーク協議会の開催	中核機関や専門職団体、当事者団体等が、連携を強化し、後見業務に関する情報共有、意見交換等を行う協議会を開催します。				●

※注6：判断能力の不十分な高齢者や知的障がい・精神障がいのある方等が、安心して生活が送れるように、定期的に訪問し、福祉サービスの利用支援や生活に必要な金銭の出し入れ等について支援を行う。本市では、越谷市社会福祉協議会が実施している。

〈参考〉

国の第二期成年後見利用促進基本計画の基本的な考え方について(厚生労働省資料より)

令和4年3月に策定された国の計画では、「地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていく」とあります。

本市においても、この考え方を踏まえ、本人の尊厳を尊重した支援を地域で進めるとともに、制度の利用促進に取り組んでいきます。



コラム

「成年後見センターこしがや」

成年後見センターこしがやは、越谷市社会福祉協議会が運営する中核機関であり、社会福祉協議会内に設置されています。令和3年10月に中核機関として位置づけ、地域の権利擁護を担う中心的役割を果たしています。

制度の周知・啓発、相談支援、申立て手続き支援、市民後見人の育成・支援等、成年後見制度の利用促進に関するさまざまな取り組みを関係機関と連携しながら行っています。その他に、福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）も実施し、判断能力に不安のある方への日常的な支援を行っています。

生活困窮者自立支援事業の推進（越谷市生活困窮者自立支援方策）

「生活困窮者自立支援方策」について

稼働年齢層（１５歳から６４歳）を含む生活保護受給者の増加や、非正規雇用労働者、年収２００万円以下の世帯など、生活困窮に至るリスクの高い層が増加していることから、平成２５年１２月に生活困窮者自立支援法が成立し、平成２７年４月から生活困窮者自立支援制度が施行されました。

この制度は、生活保護受給世帯における「貧困の連鎖」に対応するため、最後のセーフティネットである生活保護制度の自立助長機能の強化に加え、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を支援する第２のセーフティネットの充実・強化を図るものです。

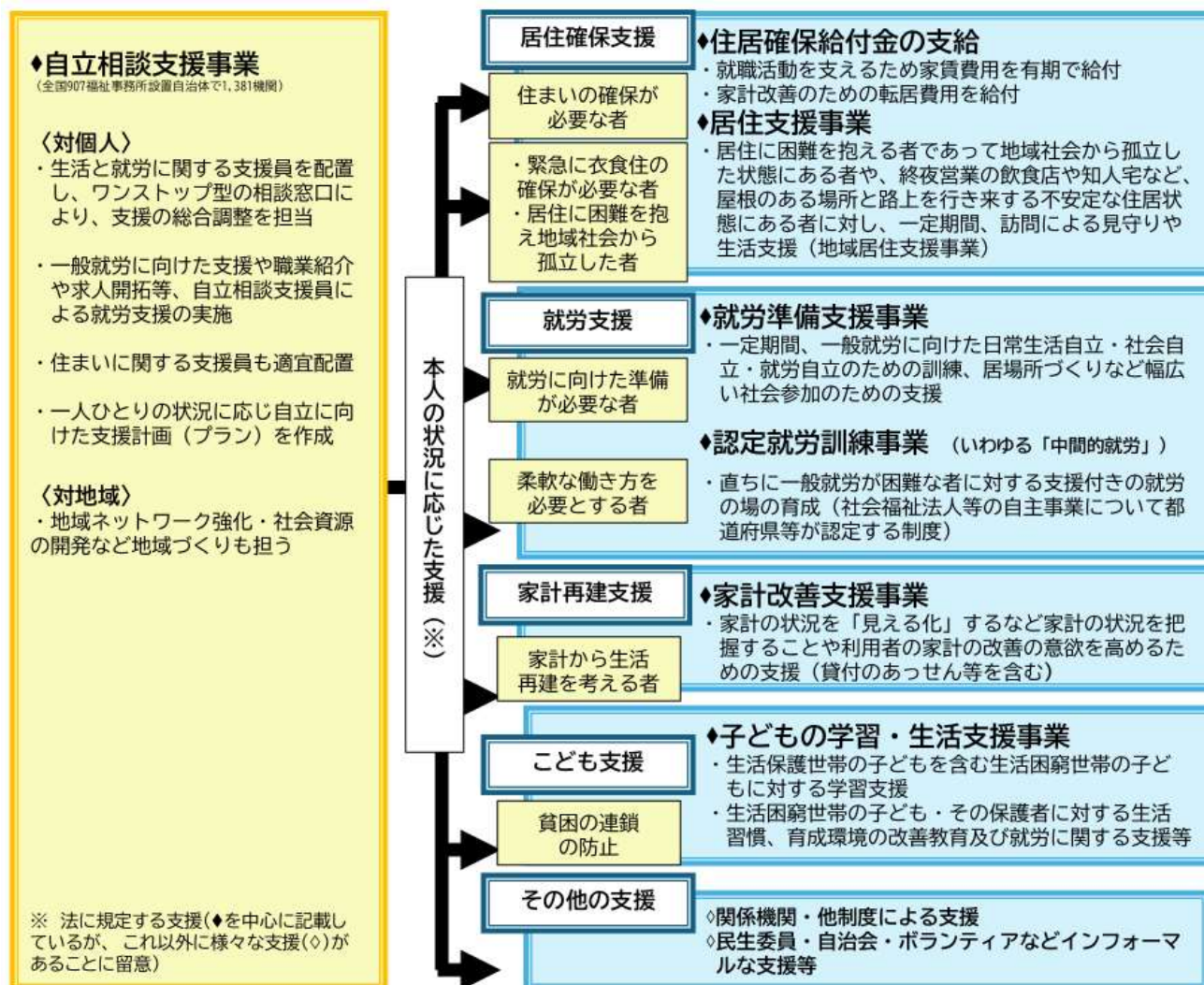
基本理念として、「生活困窮者の自立と尊厳の確保」と「生活困窮者支援を通じた地域づくり」の二つの目標を掲げており、生活困窮者に対する具体的な支援の特徴として、５つの支援（包括的な支援、個別的な支援、早期的な支援、継続的な支援、分権的・創造的な支援）が示されています。また、５つの支援を実施するにあたり、３つの倫理（権利擁護、中立性・公平性、秘密の保持）を踏まえながら支援することが求められています。

生活困窮者自立支援方策については、平成２６年３月２７日 厚生労働省社会援護局通知（社援 0327 発第１３号）の中で、「地域福祉計画の中に位置づけて計画的に取り組むことが効果的であり、具体的に盛り込むべき事項」として示されていることから、この項目を「越谷市生活困窮者自立支援方策」と位置付け、生活困窮者自立支援事業の推進を図っています。

近年の制度改正について、令和６年４月２４日に公布された生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和６年法律第２１号）による改正後の法では、単身高齢者世帯の増加等を踏まえ住居確保が困難な者への安定的な居住の確保の支援等を通じて、生活困窮者等の自立の更なる推進を図るため、居住支援の強化のための措置、支援関係機関の連携強化等の措置を示されました。

これまで本市では、自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業、住居確保給付金、子どもの学習・生活支援事業を行ってきましたが、改正法を踏まえ、令和７年４月より、居住支援事業も実施しております。

生活困窮者自立支援制度の概要※国資料一部改変



現状と課題 越谷市内の保護率の推移(参照 P.10)

- 生活困窮者自立支援事業を効果的に行うためには、庁内関係各課所、他機関専門職等との連携・情報共有が不可欠です。生活に困窮する方は多くの場合、経済的な問題のほか、親の介護、子育て、教育など、様々な課題を有しています。様々な分野の専門職が連携し、継続的に支援をすることが、再び困窮状態となることを防ぐことにつながります。
- 子どもの学習・生活支援事業について、生活保護世帯及び生活困窮者世帯に対し、継続的に利用を促進していますが、利用者は対象者の約32.8%にとどまっています。「貧困の連鎖」を防止することを目的に、学習支援をはじめ、日常的な生活習慣や、進学に関する支援等、様々な面からアプローチを行うため、こどもと保護者双方に利用の促進が必要です。

主な取り組み

本市では、経済的な困窮をはじめとして、就労の状況、心身の状況、住まいの確保、家族の課題、債務、社会的な孤立など生活困窮者の抱える課題が複雑で多様化していることから、以下の取り組みを推進し、「制度の狭間」に陥りがちな生活困窮者への包括的支援の実現を目指します。

○ 関係各課、相談支援機関の連携強化と情報共有による生活困窮者の把握

生活困窮者の実態把握と支援の強化を目的として、関係機関との連携を深め、情報共有を図ります。これにより、生活困窮者の早期発見と効果的な支援につなげることを目指します。

取り組み内容

生活困窮者の実態を把握するため、各相談支援機関と協力し積極的な訪問を行います。

学校や各相談支援機関との連携を強化し、ひきこもりやこどものいる生活困窮世帯の把握に努めます。

関係各課の連携（庁内連携会議等）を図り、情報共有を行うことにより、効果的な支援プランの作成に努めます。

住まいの相談窓口を設置し、居住支援を必要とする対象者の把握に努めます。

○ 経済的自立に向けた継続的な支援

生活困窮者の経済的自立を目指し、関係機関との緊密な連携のもと、継続的な支援に取り組めます。複雑化する生活課題の解決に努め、自立に向けた包括的なサポートを行い、生活困窮者の自立と社会参加の実現を目指します。

取り組み内容
関係各課、各相談支援機関の連携を密にし、継続的な支援を行うことにより、複雑化する問題の解決に努めます。
就労サポート「つながり」、生活自立相談よりそい、ハローワークなど、就労関係機関との連携を図り生活困窮者の経済的自立に努めます。
社会資源の活用（就労先の開拓）、社会参加の場づくり（訓練事業所の開拓）に取り組めます。

○ 支援事業の周知と利用促進

生活困窮者の早期発見と支援につなげるため、制度の周知と利用促進に取り組めます。地域のキーパーソンとの連携や、対象世帯への直接的な情報提供を通じて、支援サービスの利用拡大を図ります。

取り組み内容
民生委員・児童委員や地域住民に広く制度を周知することにより、生活困窮者への情報提供の機会充実を図ります。
対象となるこどものいる生活保護世帯や生活困窮世帯に対し、制度の周知を行い子どもの学習・生活支援の利用を促進します。

再犯防止に向けた活動の推進（第2期越谷市再犯防止推進計画）

「再犯防止推進計画」について

再犯防止の推進は、誰もが安心して暮らすことのできる共生社会の実現を進め、立ち直ろうとする人を支え、受け入れることのできる地域社会の実現に必要な取組です。

本市では、犯罪をした人の社会復帰を支援し、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、令和3年4月に「越谷市再犯防止推進計画」を策定し、様々な取組を推進してきました。

その後、国において令和5年3月に「第二次再犯防止推進計画」が閣議決定され、埼玉県においても令和6年3月に「第2期再犯防止推進計画」が策定されましたが、本市としても、第1期計画からの課題に引き続き取り組むとともに、犯罪をした人への「息の長い支援」を行い、安全・安心な地域社会づくりをさらに進めるため、このたび、「第2期越谷市再犯防止推進計画」を策定するものです。

現状と課題 越谷市の再犯率の推移(参照 P.12)

- 日本国内の刑法犯の認知件数は平成14年にピークを迎え、国は国民の安全・安心な暮らしを守るべく、平成15年に「犯罪対策官僚会議」を設置しました。その後、刑法犯検挙者数は令和4年に169,409人まで減少していましたが、令和5年は183,269人と増加に転じています。
- 全国の検挙人員における「再犯者」の割合は令和2年まで上昇し続け、49.1%となりましたが、令和3年以降は減少傾向にあります。
- 本市においても「再犯者」の割合が令和2年に55.9%と高い数値でしたが、令和3年以降は減少傾向にあります。しかし、依然として刑法犯のうち再犯者の割合が半数以上を占めている状況です。
- 犯罪をした人の中には、高齢者や障がい者などの福祉的な支援を要する方もいます。また、出所時に住居や就労先がなく生活が成り立たないことから、再び犯罪をする人も多くいます。不安定な就労状況や生活環境が再犯リスクに結びつきやすいことから、更生し、社会復帰を目指す人が、その能力を発揮するための就労・居住環境の整備を含めた包括的な支援が求められています。
- 刑事司法手続きが終了した方においても、保護観察の対象外である満期釈放者の刑事施設への再入率が高いことを踏まえ、地域における様々な関係機関が連携しつつ、刑事司法手続き終了後も含めた切れ目のない「息の長い支援」を行うことが必要です。

主な取り組み

再犯の防止のためには、犯罪をした人がその犯罪の責任を自覚し、犯罪被害者の心情を理解し、自ら社会復帰のために努力することが重要です。

本市では、犯罪をした人の中には貧困や疾病、^{しへき}嗜癖、障がい、厳しい生育環境、不十分な学歴など、様々な生きづらさなどを抱えていることを理解し、複雑な生活上の課題に対し、関係機関が連携して包括的な支援を行うとともに、犯罪に至った背景を理解し、地域社会への円滑な復帰を支援する環境の整備を目指しています。

○ 更生保護団体、非行防止の関係機関との連携・支援の充実

社会復帰を目指す人たちの相談に乗り援助を行っている「更生保護団体」や、非行防止に関する取り組みを行っている関係機関との連携を密にし、地域全体で社会復帰を目指す人を支える環境をつくり、切れ目のない息の長い支援を行います。

取り組み内容
保護司会、更生保護女性会との連携強化・支援の充実
保護司会、更生保護女性会の視察、研修支援
更生保護サポートセンター（管内市町更生保護団体の連携拠点）に対する運営支援
市町村再犯防止等推進会議（法務省主催）への参加
地域支援ネットワークの構築
保護司の面接場所の拡大
保護観察官による庁内研修
主任児童委員による見守り・声かけ
青少年指導員との連携強化・支援の充実

○ 広報・啓発活動を通じた犯罪防止や更生活動への理解促進

犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取り組みである「社会を明るくする運動」などを通じ、犯罪の防止や更生活動に関する地域での理解を促進します。

主な取り組み
社会を明るくする運動の推進
広報紙、HP、SNS を活用した広報活動
更生保護団体と小中学校との連携推進
麻薬・覚せい剤乱用防止運動への協力、薬物依存の相談健康支援室
犯罪防止街頭キャンペーンの実施

○ 就労・居住支援の充実

社会復帰を目指す人たちが社会から孤立せず、自らが生計を立て自立した生活を行えるよう、就労・居住の支援関係者と連携し、機会を創出します。

主な取り組み
ハローワークとの連携強化
生活困窮者自立支援事業の促進
協力雇用主登録事業の促進

重層的支援体制整備事業の推進（越谷市重層的支援体制整備事業実施計画）

重層的支援体制整備事業の実施

近年、全国的に少子高齢化や核家族化、地域コミュニティの希薄化などが進む中、福祉の現場では、一つの世帯が抱える課題が複雑化・複合化しています。

重層的支援体制整備事業では、高齢者、障がい者、こども、生活困窮者などの分野別に行われてきた既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かしつつ、複雑化・複合化した課題を抱える世帯を必要な支援につなげるため、「Ⅰ相談支援」、「Ⅱ参加支援」、「Ⅲ地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に取り組むこととしています。

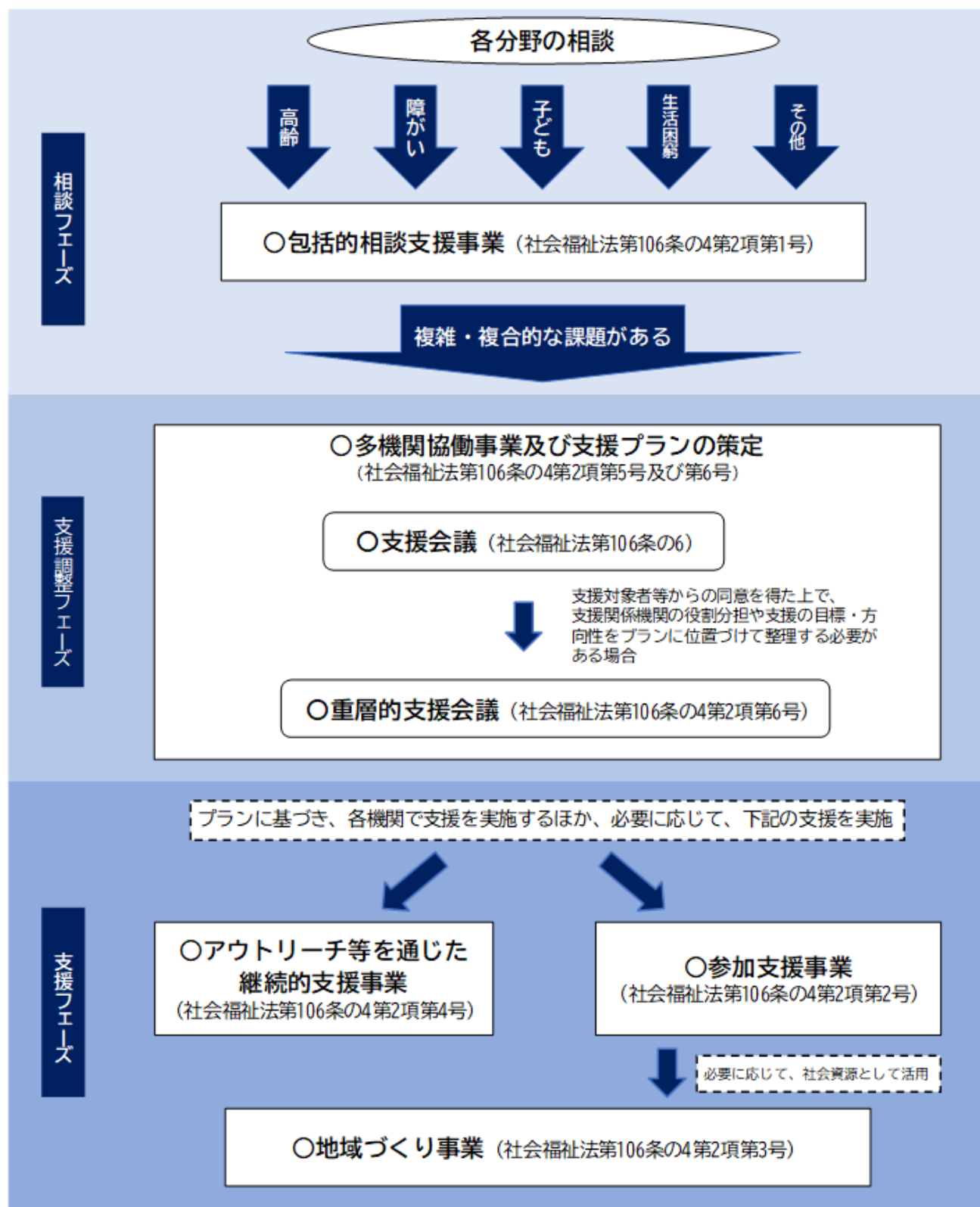
本市では、令和4年度から重層的支援体制整備事業を実施し、個別支援と地域に対する支援の両面から、課題解決を目指しています。

○ 重層的支援体制整備事業の全体像



（出典：厚生労働省「社会福祉法の改正趣旨・改正概要」）

○ 越谷市における重層的支援体制整備事業の支援フロー



各実施事業及び体制

○ 包括的相談支援事業

高齢者、障がい者、こども、生活困窮者などの各分野において実施されている既存の相談支援を一体的に実施し、相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、相談の内容や状況に応じて、適切な支援機関につなぐほか、他の支援機関と連携を図りながら支援を行います。

また、相談者の抱える課題が複雑化・複合化しており、支援機関の連携や役割を整理する必要がある場合は、多機関協働事業につなぎます。

対象分野	運営機関	設置数	運営形態	対象圏域
高齢	地域包括支援センター	13 か所	市より委託	各担当圏域
障がい	障がい者等基幹相談支援センター	4 か所	市より委託	各担当圏域
こども	こども家庭センター	1 か所	市直営	市全域
生活困窮	生活自立相談よりそい	1 か所	市より委託	市全域

○ 多機関協働事業

支援機関等からつながれた、複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対して支援を行います。

本事業では、単独の支援機関では対応が難しいケースに対して、各機関の役割分担や支援の方向性の整理といった事例全体の調整を行います。

運営機関	設置数	運営形態	対象圏域
越谷市社会福祉協議会	1 か所	市より委託 ※一部直営あり	市全域

○ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

複合化、複雑化した課題を抱えているために支援が届いていない地域住民及びその世帯に対し、訪問などを通じて世帯の抱える課題を把握し、本人や家族と継続的に関わるための信頼関係の構築やつながりづくりに向けた支援を行います。

運営機関	設置数	運営形態	対象圏域
越谷市社会福祉協議会	1 か所	市より委託	市全域

○ 参加支援事業

対象者が抱える課題やニーズに応じて、地域の社会資源を活用し、様々な集いの場や居場所への参加の支援、調整を通じて、対象者やその世帯と社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

また、必要に応じて、参加後の地域の居場所において、対象者の状態や希望に沿った支援が実施できているかのフォローアップ等を行い、社会とのつながりを持つ機会を継続できるよう働きかけます。

運営機関	設置数	運営形態	対象圏域
越谷市社会福祉協議会	1 か所	市より委託	市全域

○ 地域づくり事業

高齢者、障がい者、こども、生活困窮者などの各分野で実施されている、地域づくりに関わる既存の事業を活かしながら、世代や属性を超えて交流できる場や機会づくりに取り組みます。

対象分野	実施事業	運営形態	圏域
高齢	地域介護予防活動支援事業 個人または団体への介護予防活動の参加や自主活動への支援	市より委託	市内全域
	生活支援体制整備事業 地域の高齢者支援ニーズと地域資源の把握、高齢者の生活支援と介護予防サービスの資源開発	市より委託	市全域 (1 層：1 か所)
		住民主体 (1 層 SC 運営補助)	日常生活圏域 (2 層：13 か所)
障がい	地域活動支援センター事業 地域で障がいのある方に、創作的活動・生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図るなど、自立した日常生活・社会生活への支援	市より委託	市全域 (市内 2 か所)
こども	地域子育て支援拠点事業 地域子育て支援センター及び子育てサロンにおいて、子育てに関する相談や援助、情報提供、講習等を実施	市より委託 ※一部直営あり	市全域 (子育てサロン：市内 5 か所) (地域子育て支援センター：市内 14 か所)
生活困窮 (地域福祉)	生活困窮者支援等のための 地域づくり事業 地域住民相互の支え合いによる共助の取組の活性化を図る。	市直営	市内全域

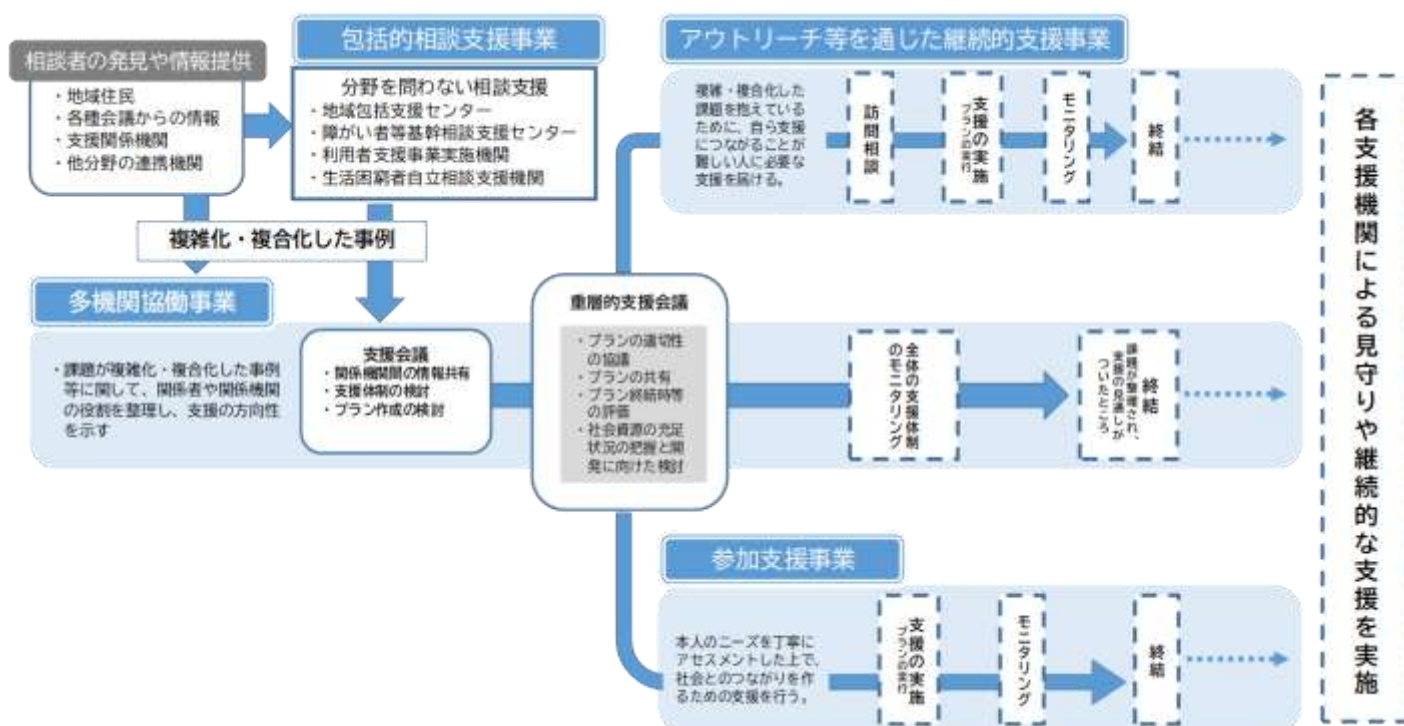
重層的支援会議の体制

○ 重層的支援会議・支援会議の流れ

各相談窓口で受け止めた相談に、複雑化・複合化な課題があり、支援機関の連携や役割を整理する必要がある場合は、多機関協働事業につながります。

多機関協働事業では、各機関の役割分担や支援の方向性の整理といった事例全体の調整を行うため、まず、支援に関わる実務者を招集し、情報共有や支援体制の検討等を行う支援会議を開催します。会議の中で、各機関の役割分担や支援目標・方向性をプランに位置づけて整理する必要がある場合は、本人同意を得た上で、支援プランを作成し、重層的支援会議でプランの適切性を協議します。

プラン策定後は、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業などプランに位置づけられた支援を行います。



○ 連携体制の構築

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、庁内連携会議を設け、包括的な支援体制に関する事項を中心に、各事業の推進に関する検討を行います。

個別支援については、重層的支援会議・支援会議を活用し、適切な支援につなげています。



【基本目標3】誰もが安全・安心に暮らせる人にやさしい地域をつくります

基本方針3-1 福祉サービスのさらなる充実・向上に向けた環境づくり

めざす姿

- 福祉を取り巻く環境の変化、ニーズの高まりや多様化などに応じ、さらなる福祉サービスの質の向上やサービスに関する情報提供の充実を目指します。

現状・これまでの主な取り組み

- 令和4年5月に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が求められています。
- 多言語による情報発信や、手話通訳者・要約筆記者の派遣事業の推進など、誰にでも必要な情報が届く提供体制の充実を図ってきました。
- 指導監査の実施や第三者評価の活用により、提供する福祉サービスの質の向上に努めてきました。

課題

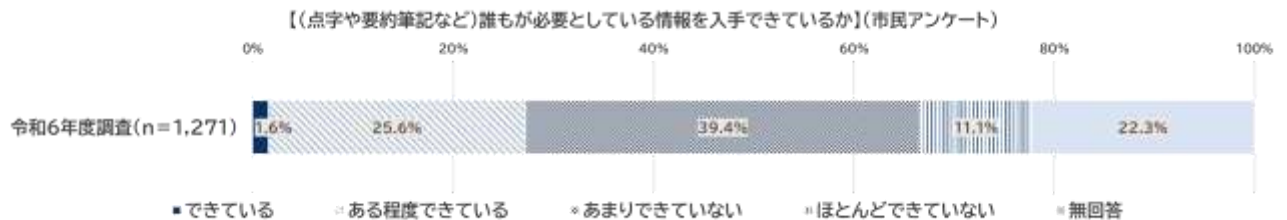
- ◆ 支援を必要とする人に必要な情報を提供することが必要です。
 - ・「誰もが必要としている情報を入手できているか」については、「あまりできていない」「できていない」の合計が50.5%と過半数を占めています。そのため、多種多様な情報提供ツールを活用することで、市民が必要な情報を必要な時に取得できる仕組みをつくる必要があります。
- ◆ 地域福祉の担い手に対しても情報提供が必要です。
 - ・「地域福祉を担う主体に対して、市役所・社会福祉協議会はどのような支援をすればいいか」という質問に対して、「活動上必要な情報の提供」と回答した割合が、55.0%と最も高い回答割合を占めています。そのため、地域福祉活動に関する情報を集約するとともに、「見える化」していく必要があります。
- ◆ さらなる福祉サービスの質の向上が必要です。
 - ・「サービスの質の確保や苦情解決の仕組みにより質の高い福祉サービスを受けられているか」では、「できている」、「ある程度できている」と回答した割合が30.7%、また、団体アンケートでは38.0%となっておりますが、「あまりできていない」「ほとんどできていない」が約半数を占めており、サービスの質の向上が必要です。

評価指標

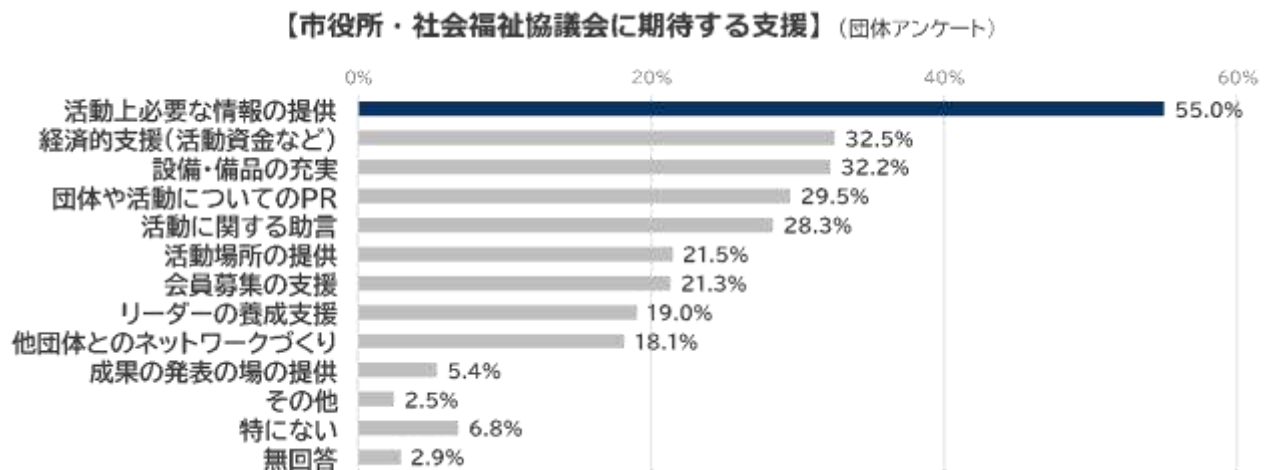


指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
手話通訳者・要約筆記者の派遣件数	年間1,203件	年間1,370件

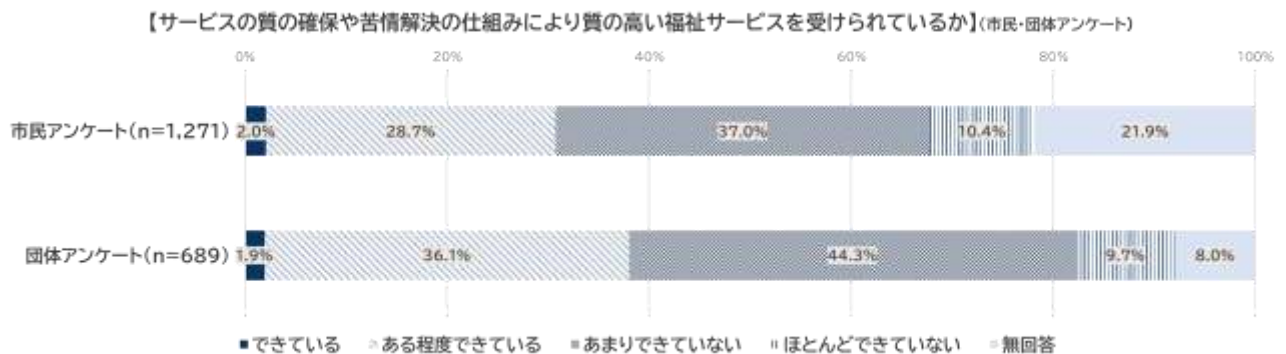
■情報発信の方法について、約5割の方が、必要としている情報を入手できていないと回答



■市役所・社会福祉協議会に期待する支援で最も多かったのは「活動上必要な情報の提供」と回答



■サービスの質の確保や苦情解決の仕組みについて、半数以上の方が質の高い福祉サービスを受けられていないと回答



施策3-1-1

必要な情報を届けるための情報発信の充実

施策の方向性

- 支援を必要とする人が、必要としている情報を入手できるよう、様々な媒体を活用した情報発信の充実を図ります。

各主体の役割

主 体	期待される役割・取り組み
自 助 (市民)	・行政や地域の団体が発信する情報への関心をもち、必要なときに自ら活用できるようにしましょう。 ・自分に合った情報の入手手段（広報誌、SNSなど）を把握し、継続的に情報を受け取れるようにしましょう。 ・手話や要約筆記など、様々なコミュニケーション方法を理解しましょう。
互助・共助 (地域)	・情報入手が困難な人に対し、必要な情報を提供しましょう。 ・福祉、子育てなど生活に役立つ情報を地域へ発信しましょう。
公 助 (行政)	・誰でも必要な福祉サービスに関する情報が得られるよう、「広報こしがや」や市のホームページ、各分野で作成する冊子など、多様な媒体を活用します。 ・高齢者や障がい者、外国人など、情報収集や意思疎通が困難な方への情報発信を充実します。

市の主な取り組み（事業）

取り組み	内容
広報媒体等の積極的な活用	・広報こしがや、市のホームページ、各種行事等を通じた福祉に関する啓発・広報活動の実施 ・様々な広報媒体を活用した積極的なPR活動の実施*
誰にでも必要な情報が届く提供体制の充実	・手話通訳者や要約筆記者等の派遣や養成等の実施 ・多言語による情報発信（コシガヤメッセンジャー） ・こしがや子育てネットを通じた子育て情報の提供

ガイド

越谷市で発行しているパンフレット

あんしん介護保険

要介護認定の手続きをはじめ介護保険サービスの内容、利用者の費用負担を軽減するための制度や各地域包括支援センター等を紹介する冊子。



認知症支援ガイドブック

日常生活の中で、認知症が疑われたときなど、早期に相談先をみつけ、適切な医療・介護サービス等を受けられるようにするために、変化していく状態に応じた適切なサービス提供の流れ（認知症ケアパス）を示す冊子



越谷きらきらポイント

スマートフォンアプリを使って、歩いたり、脳トレしたり、市のイベントに参加したりすることで、健康づくりをしながらポイントをためることができる事業です。



.....
.....

【掲載内容】

- ・ 冊子概要
- ・ 表紙画像

各課で発行しているパンフレット・リーフレットがございましたら情報提供ください。

施策3-1-2

福祉サービスの質の向上

 施策の方向性

- 質の高い福祉サービスを安心して利用者が受けられるよう、監査や第三者評価などを活用した質の確保や、苦情解決のための仕組みの充実を図ります。

 各主体の役割

主 体	期待される役割・取り組み
自 助 (市民)	・制度についての理解を深め、福祉保健サービスの利用において苦情等がある場合、必要に応じて適正に利用しましょう。
互助・共助 (地域)	・事業者の第三者評価の受審による、サービスの質を向上しましょう。 ・利用者が適切にサービスを選択できるよう、必要な情報を開示しましょう。
公 助 (行政)	・監査や第三者評価などを活用し、福祉サービスの質の向上を図ります。 ・苦情解決のための仕組みを充実します。

 市の主な取り組み（事業）

取り組み	内容
福祉サービスの質の確保と向上	・福祉施設・事業所への指導監査の実施 ・第三者評価システムや外部評価の活用促進 ・介護相談窓口や介護サービス相談員の充実 ・保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業
苦情を解決する仕組みの充実	・社会福祉施設等における苦情解決制度の活用促進 ・福祉保健オンブズパーソン制度の推進

【基本目標3】誰もが安全・安心に暮らせる人にやさしい地域をついります

基本方針3-2 福祉のまちづくり

めざす姿

- 地域住民が安全に安心して住み続けるための「福祉のまちづくり」を推進するために、防犯・防災、公共交通、居住・就労など、多種多様な分野において福祉の視点が行き届いたまちづくりを目指します。

現状・これまでの主な取り組み

- 防犯・防災については、高齢者や障がい者、こどもなど支援が必要な人が、犯罪被害や災害で困ることがないように、地域力を活かした防犯・防災対策の促進を図るため、自主防災組織への活動支援や青色防犯パトロールの実施、障がい者災害時支援バンダナの配布などに取り組んできました。
- 公共交通については、誰もが生活しやすい環境を整備するため、持続可能な公共交通ネットワークの形成やノンステップバスの導入促進、歩道や視覚障害者誘導用ブロックの設置などを推進してきました。
- 居住支援については、単身高齢者の増加や持家率低下など住まいの課題を受け、令和7年4月から生活困窮者支援法が一部改正され、福祉と住宅の連携強化による居住支援を実施していくことが明確化されました。
- 誰もが自分らしく働くことができるよう、若年者や高齢者、障がい者、生活保護受給者などに対する多様な就労支援を展開し、就業前後の切れ目ない支援体制の整備を進めています。

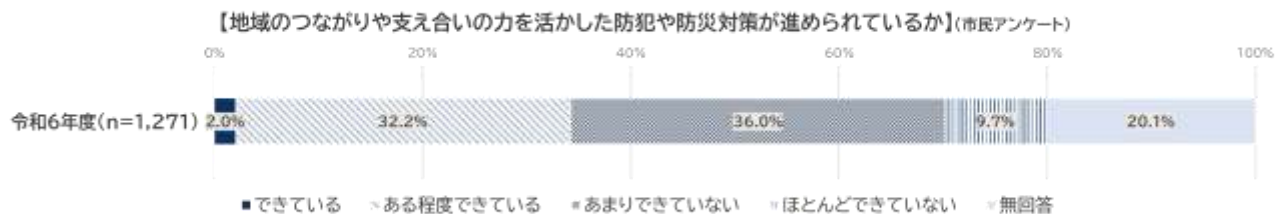
課題

- ◆ 災害に対応するためのシステム整備と互助意識の醸成が必要です。
 - ・防犯・防災対策について、「できている」「ある程度できている」と肯定的な回答は34.2%にとどまり、「あまりできていない」「ほとんどできていない」と否定的な回答の45.7%と上回りました。今後は、地域のつながりや支え合いを活かした防犯・防災対策の充実が求められます。
- ◆ 公共交通網の維持・充実と利用促進が必要です
 - ・公共交通機関、特に路線バスについては全国的にバス乗務員の不足で、路線の減便、廃止が進んでおり、本市においても例外でない状況です。
 - ・建物のバリアフリー化やバスなどの公共交通の充実について、肯定的な回答は36.2%にとどまり、否定的な回答の47.9%を下回りました。バリアフリー化や公共交通の充実など、誰もが暮らしやすい環境づくりの推進が求められます。

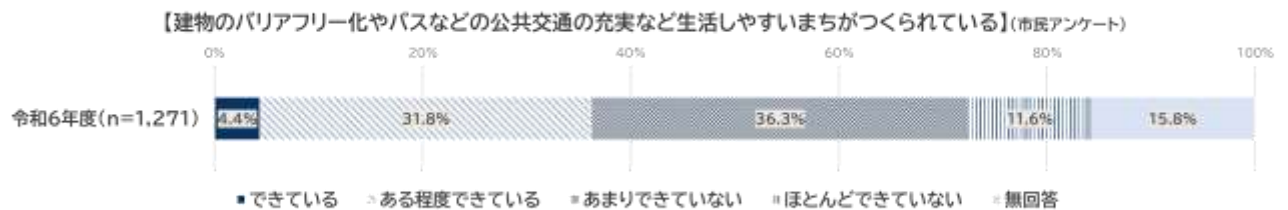
 評価指標


指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
地域防災リーダーの養成講座参加者数	累計 878 人	累計 1,400 人
自主防犯活動団体数	累計 259 団体	累計 280 団体
(仮称) 越谷市 MaaS 登録者数	—	累計 35,000 人
セーフティネット住宅登録戸数	累計 2,271 戸	累計 2,700 戸
就職相談件数	累計 1,204 件	累計 3,300 件

■「地域のつながりや支え合いの力を活かした防犯や防災対策」について、「できている」「ある程度できている」と回答した方の合計は約 34% 程度



■建物のバリアフリー化やバスなどの公共交通の充実など生活しやすいまちがつけられている」について、「できている」「ある程度できている」と回答した方の合計は約 36% 程度



施策3-2-1

地域力を活かした防犯・防災対策の推進

施策の方向性

- 地域住民が安全に安心して暮らせるよう、防犯・防災意識の醸成を図るとともに、地域の自主的な防犯・防災活動を行っている団体等への支援を推進します。

各主体の役割

主 体	期待される役割・取り組み
自 助 (市民)	・地域の防犯・防災活動団体の取り組みを理解し、積極的に参加しましょう。 ・障がい者災害時支援バンダナといった目印や緊急連絡先が把握できるものを携帯するなど、日頃から防犯・防災への意識を高め、自分の安全を守るための備えを進めましょう。 ・こども達を見守る「ながら見守り」といった、日常生活に防犯の視点を取り入れた活動への理解を深め、活動に参加しましょう。
互助・共助 (地域)	・自主防災組織や自治会においては、災害時の地域住民の安否確認、要配慮者への支援、避難誘導、避難所運営の補助などの地域防災活動の中核的な役割を發揮しましょう。 ・社会福祉法人による、災害時の要配慮者の受け入れ、福祉避難所における専門的な支援やケアを提供しましょう。 ・自主防犯団体や防犯パトロールアドバイザーによる、啓発活動などを通じた、住民一人ひとりの防犯意識の普及啓発を図りましょう。
公 助 (行政)	・防犯・防災意識を醸成します。 ・地域の自主的な防犯・防災活動団体を支援します。

市の主な取り組み（事業）

取り組み	内容
防犯・防災意識の醸成	・避難行動要支援者支援制度の促進 ・障がい者災害時支援バンダナの周知・啓発 ・青少年指導員への活動支援 ・防災訓練や防災講座の実施 ・消防団活動による地域防災力の向上
地域の自主的な防犯・防災活動団体への支援	・自主防災組織への活動支援 ・災害時における応援協定の推進 ・災害情報を伝達する仕組みの充実 ・福祉避難所の体制整備 ・地域の防犯活動への支援

施策3-2-2

生活しやすい環境づくりの推進

施策の方向性

- 誰もが生活しやすい環境を整備するため、まちのユニバーサルデザイン化や利便性が高く持続可能な公共交通ネットワークの形成、移動に困難がある人への外出支援を推進します。

各主体の役割

主 体	期待される役割・取り組み
自 助 (市民)	・近隣同士でコミュニケーションを取り、簡単な手助け（買い物など）をお願いし合える関係をつくりましょう。 ・「みんなで公共交通に乗って、守り、育てる」意識の向上を図り、日常生活の中で公共交通機関を積極的に利用しましょう。 ・外出に不安がある場合は、外出支援などの制度を活用しましょう。
互助・共助 (地域)	・高齢者、障がい者、妊婦をはじめ、誰もが快適に路線バスを利用するためのノンステップバス導入を促進しましょう。 ・運転士不足への対応として、運転士の積極的な募集及び育成を推進しましょう。
公 助 (行政)	・まちのユニバーサルデザイン化を推進します。 ・利便性が高く持続可能な公共交通を形成します。 ・移動に困難がある人の外出支援を充実します。

市の主な取り組み（事業）

取り組み	内容
まちのユニバーサルデザイン化の推進	・歩道整備や視覚障害者誘導用ブロックの設置 ・駅ホームドアの設置促進 ・ノンステップバスの導入促進 ・公通安全施設整備事業の実施
利便性が高く持続可能な公共交通の形成	・公共交通サービスに係る情報発信や利用方法の普及 ・新たなモビリティサービスの活用による誰もが利用しやすい持続可能な交通ネットワークの形成
移動に困難がある人の外出支援の充実	・福祉有償運送や生活サポート事業の利用促進 ・障がい者等への移動支援、ガイドヘルパー派遣事業等の充実

施策3-2-3

住まいや仕事に関する支援の強化・充実

施策の方向性

- 生活を営む上で欠かすことができない「住まい」と「仕事」に関する支援を強化・充実させ、誰もが安心して暮らせる地域を目指します。

各主体の役割

主 体	期待される役割・取り組み
自 助 (市民)	・住まいについて困りごとがあれば、各種相談窓口を活用しましょう。 ・就労の選択肢を広げていくために、職業訓練やスキルアップの機会を積極的に活用しましょう。
互助・共助 (地域)	・賃貸住宅の所有者や不動産事業者による、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅であるセーフティネット住宅に登録しましょう。 ・多様な就労ニーズに対応するため、地域の事業者や団体と連携し、働き方や雇用の受け入れ方について柔軟に考える機会を持ちましょう。
公 助 (行政)	・地域で安心して住み続けるための居住支援を強化します。 ・多様なニーズに応じた就労支援を充実します。

市の主な取り組み（事業）

取り組み	内容
地域で安心して住み続けるための居住支援の強化	・「住まいの総合相談窓口」による相談支援の実施 ・セーフティネット住宅制度の推進 ・空き家等対策の促進 ・サービス付き高齢者向け住宅の充実 ・住宅型有料老人ホームの充実 ・住宅改修の推進 ・グループホームの整備促進
多様なニーズに応じた就労支援の充実	・就労支援セミナーの実施 ・シルバー人材センターへの支援 ・若年者等就職支援事業の推進 ・内職相談・労働相談の実施 ・生活保護受給者等に対しての就労（準備）支援事業の充実 ・障害者就労支援事業の充実 ・農福連携の検討

